



	係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの						○	大山農地開発局長	
	9 農林土木工事の委託の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○		○					
二 農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)及び(三)において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○			大山農地開発局長	
	2 同規則第9条第1項の規定による金銭保証人等を立てることの要求 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの			○	○			大山農地開発局長	
	3 同規則第9条第2項の規定による金銭保証人等の承認 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの			○	○			大山農地開発局長	
	4 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○		○	○			大山農地開発局長	
	5 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○		○	○			大山農地開発局長	
	6 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの			○				大山農地開発局長	
	7 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○		○				大山農地開発局長	
	8 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○		○				大山農地開発局長	
	9 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	○		○					
	10 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	○		○					
	11 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求							○	大山農地開発局長
	12 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額	○		○					

	が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの						
	(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの					○	
13	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令						○ 大山農地開発局長
14	同規則第33条の規定による措置の要求						○ 大山農地開発局長
15	同規則第39条第3項の規定による工事の内容の変更等						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)及び(四)において同じ。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○				
	(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○			
	(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					○	大山農地開発局長
16	同規則第40条第1項前段の規定による工事の内容の変更等						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)及び(四)において同じ。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○				
	(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○			
	(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					○	大山農地開発局長
17	同規則第40条第1項後段(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第39条第3項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)及び(四)において同じ。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○				
	(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○			
	(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					○	大山農地開発局長
18	同規則第40条第2項(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○				
	(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○			
19	同規則第40条第3項の規定による工事の施工の一時中止						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)及び(四)において同じ。))が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○				
	(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○			
	(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					○	大山農地開発局長
20	同規則第41条の規定による工期の延長の承認						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した		○				



<p>設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                      (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                      (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○				
<p>30 同規則第49条の規定による工事の内容の変更の決定                      (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                      (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                      (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○			
<p>31 同規則第50条第1項の規定による工事の完成の請求                      (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                      (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○				
<p>32 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託                      (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                      (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○				
<p>33 同規則第57条第1項の規定による工事的目的物の使用                      (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                      (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)及び(四)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                      (三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの                      (四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○		○	大山農地開発局長
<p>34 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定                      (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                      (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの                      (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○			
<p>35 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求                      (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの                      (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○				
<p>36 同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払                      (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係る</p>	○	○				

	もの								
	(二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの							○	大山農地開発局長
	37 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払								
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの						○		
	(二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの							○	大山農地開発局長
	38 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認							○	大山農地開発局長
	39 同規則第66条第3項の規定による請負代金の部分払								
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの						○		
	(二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの							○	大山農地開発局長
	40 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認								
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの						○		
	(二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの							○	大山農地開発局長
	41 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除								
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○							
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの		○						
	42 同規則第69条第2項(同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払								
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの						○		
	(二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの							○	大山農地開発局長
	43 同規則第72条第4項の規定による措置を採ることの決定								
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○							
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○						
	(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○					
三 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の2第4項の規定による土地改良長期計画の案の作成のための意見の提出		○						
	2 同法第7条第5項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の援助(耕地課の所掌事務に係るものに限る。)			○					
	3 同法第47条第1項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の援助(耕地課の所掌事務に係るものに限る。)			○					
	4 同法第49条(同法第96条の4において準用する場合を含む。)の規定による応急工事計画の認可								
	(一) 大山農地開発事業(大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合整備事業、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区							○	大山農地開発局長

	域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業をいう。以下この項において同じ。)に係る土地改良事業に係るもの							
	(二) (一)以外のもの					○		地方農林振興局長
	5 同法第85条の3第2項の規定による農用地造成事業の計画の概要についての意見の聴取	○						
	6 同法第93条の2第1項の規定による管理規程の制定	○						
	7 同法第93条の3において準用する同法第57条の3の規定による廃水の量を減ずること等の措置を採るべきことの要求	○						
	8 同法第94条の10第1項の規定による土地改良施設の管理の委託			○				
	9 同法第114条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続							
	(一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの					○		大山農地開発局長
	(二) (一)以外のもの					○		地方農林振興局長
四 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第72条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	1 同法第94条の2の規定による付替工事によって生じた土地改良財産と用途を廃止された土地等との交換	○						
	2 同法第94条の3又は第94条の4の規定による土地改良財産の土地改良区等への譲与	○						
	3 同法第94条の4の2第1項の規定による土地改良財産の目的外使用等の承認	○						
	4 同法第94条の6第1項の規定による土地改良財産の管理の委託			○				
	5 同法第94条の8第1項の規定による埋立予定地の所在等の公告			○				
	6 同法第94条の8第3項の規定による配分を受ける者の選定及び配分通知書の交付	○						
	7 同法第94条の8第7項の規定による埋立予定地の使用の承認	○						
五 土地改良登記令(昭和26年政令第146号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託							
	(一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの					○		大山農地開発局長
	(二) (一)以外のもの					○		地方農林振興局長
	2 同令第33条の2の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託							
(一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの					○		大山農地開発局長	
(二) (一)以外のもの					○		地方農林振興局長	
3 同令第33条の3の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託								
(一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの					○		大山農地開発局長	
(二) (一)以外のもの					○		地方農林振興局長	
4 同令第54条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て又は干拓された土地の配分通知書を受けて所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託						○		地方農林振興局長
六 海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく知事の権限に属する事務(耕地課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第3条第4項の規定による海岸保全区域の指定に係る公示及びその旨の主務大臣への報告			○				
	2 同法第4条第1項の規定による海岸保全区域の指定についての港湾管理者等との協議	○						
	3 同法第5条第4項の規定による港湾管理者等の管理区域についての港湾管理者等との協議	○						
	4 同法第5条第6項の規定による海岸保全区域の指定に係る市町村長の意見の聴取	○						
	5 同法第5条第7項の規定による市町村長が管理する海岸保全区域の指定の公示及びその旨の主務大臣への報告			○				
	6 同法第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用の許可			○				
	7 同法第8条第1項の規定による海岸保全区域内における土石の採取等の許可			○				
	8 同法第10条第2項の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の協議			○				
	9 同法第11条の規定による占用料及び土石採取料の徴収(農地の保全に係るものに限る。)						○	地方農林振興局長
	10 同法第12条第1項の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等	○						
	11 同法第12条第2項の規定による海岸保全施設に関する工事等のための許可の取消し等	○						
	12 同法第12条第4項の規定による損失の補償についての協議	○						
	13 同法第12条第6項の規定による補償の原因者に対する損失の補償金額の	○						

	負担の命令						
	14 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議		○				
	15 同法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行についての他の工作物の管理者との協議			○			
	16 同法第16条第1項の規定による工事原因者に対する海岸保全施設に関する工事の施行の命令		○				
	17 同法第19条第3項の規定による海岸保全施設の新設等による損失の補償についての協議		○				
	18 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告等の要求又は立入検査			○			
	19 同法第21条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令			○			
	20 同法第23条第2項の規定による基本計画の作成についての関係海岸管理者との協議		○				
	21 同法第24条第1項の規定による海岸保全区域台帳の調整及び保管			○			
	22 同法第27条第2項の規定による海岸保全施設の新設等の工事の施行についての主務大臣への承認の申請		○				
	23 同法第30条の規定による兼用工作物の管理の費用の負担についての他の工作物の管理者との協議		○				
	24 同法第31条第1項の規定による他の工事等により必要を生じた海岸保全施設に関する工事に要する費用の負担の決定		○				
	25 同法第32条第1項の規定による海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等に関する費用の負担の決定		○				
	26 同法第32条第3項の規定による工事原因者に対する他の工事に要する費用の負担の決定		○				
七 鳥取県海岸法施行細則(昭和35年5月鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務(耕地課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同規則第5条第4項の規定による占用料等の減免		○				
	2 同規則第10条の規定による権利義務の譲渡等の許可		○				
八 その他の事務(耕地課の所掌事務に係るものに限る。)	1 県営土地改良事業又は知事が委任を受けて行う国営土地改良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの				○	大山農地開発局長 地方農林振興局長	
	2 県営土地改良事業等に係る施設等の譲与に伴う登記の囑託及び囑託の承諾 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの				○	大山農地開発局長 地方農林振興局長	
	3 耕地課所管に係る土地の境界の確定 (一) 大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの				○	大山農地開発局長 地方農林振興局長	
農村整備課	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第3項の規定による農用地造成事業に係る農用地外資格者の同意が得られない場合のあつせん又は調停		○			
		2 同法第7条第5項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の援助(農村整備課の所掌事務に係るものに限る。)		○			
		3 同法第8条第1項の規定による土地改良事業計画等の適否の決定		○			
		4 同法第8条第2項(同法第87条第2項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による専門技術者の委嘱			○	地方農林振興局長	
		5 同法第9条第2項の規定による異議の申出に対する決定		○			
		6 同法第10条第1項の規定による土地改良区の設立の認可及びその旨の公告		○			
		7 同法第18条第17項の規定による土地改良区の役員の就任等の公告		○			
		8 同法第29条の3第1項の規定による仮理事の選任等		○			
		9 同法第30条第2項の規定による土地改良区の定款の変更の認可		○			
		10 同法第36条第8項の規定による土地改良事業に要する経費の一部の徴収の認可		○			
		11 同法第39条第5項の規定による土地改良区の理事が行う賦課金等の滞納			○	地方農林振興局長	



処分の認可					
12 同法第41条第4項の規定による異議の申出に対する決定		○			
13 同法第47条第1項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の援助（農村整備課の所掌事務に係るものに限る。）			○		
14 同法第48条第1項の規定による土地改良事業計画の変更の認可			○		
15 同法第52条第1項の規定による換地計画の認可			○		
16 同法第52条第9項において準用する同法第7条第5項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の援助			○		
17 同法第52条の2第1項の規定による換地計画の適否の決定		○			
18 同法第52条の2第3項の規定による関係農業委員会の意見の聴取			○		
19 同法第53条の4第1項の規定による換地計画の変更の認可			○		
20 同法第54条第4項又は第5項の規定による換地処分があった旨の公告又は管轄登記所への通知			○		
21 同法第56条第2項の規定による土地改良施設を下水道等の施設の用と兼ねて供すること等の承認		○			
22 同法第56条第3項の規定による土地改良施設を下水道等の施設の用と兼ねて供すること等の協議をすることができない場合等の裁定		○			
23 同法第57条の2の規定による管理規程の認可又は変更若しくは廃止の認可		○			
24 同法第67条第2項の規定による土地改良区の解散の認可			○		
25 同法第72条第2項の規定による土地改良区の合併の認可			○		
26 同法第77条第2項の規定による土地改良区連合の設立の認可			○		
27 同法第81条の規定による土地改良区連合の所属土地改良区の数の増減の認可			○		
28 同法第86条第1項の規定による土地改良事業の適否の決定		○			
29 同法第86条第2項の規定による土地改良事業の適否の決定に係る協議			○		
30 同法第87条第1項の規定による土地改良事業計画の決定		○			
31 同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定		○			
32 同法第87条の2第2項の規定による土地改良施設に係る予定管理方法等の決定		○			
33 同法第87条の2第3項の規定による土地改良事業計画の決定についての同意の取得		○			
34 同法第87条の2第4項又は第5項の規定による土地改良事業計画等についての協議		○			
35 同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更についての同意の取得				○	地方農林振興局長
36 同法第87条の3第2項の規定による農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更等についての同意の取得		○			
37 同法第87条の3第3項において準用する同法第5条第5項の規定による使用及び収益をする者の意見の聴取				○	地方農林振興局長
38 同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更についての協議				○	地方農林振興局長
39 同法第87条の3第5項の規定による土地改良事業計画の変更についての協議		○			
40 同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請				○	地方農林振興局長
41 同法第87条の3第7項の規定による市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画の変更についての意見の聴取及び同意の取得		○			
42 同法第88条第1項の規定による応急工事計画の決定		○			
43 同法第89条の2第1項の規定による換地計画の決定		○			
44 同法第89条の2第2項において準用する同法第52条第6項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画に定める場合における当該計画に係る土地につき所有権等による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての者で組織する会議の招集				○	地方農林振興局長
45 同法第89条の2第3項において準用する同法第53条第1項ただし書の規定による換地についての同意の取得				○	地方農林振興局長
46 同法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の2第1項の規定による換地を定めないことについての同意の取得		○			
47 同法第89条の2第6項の規定による県営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令				○	地方農林振興局長
48 同法第89条の2第7項の規定による県営土地改良事業に係る土地の使用等の停止の命令				○	地方農林振興局長

	49 同法第89条の2第8項において準用する同法第53条の7の規定による一時利用地の指定等に伴う土地の管理	○			
	50 同法第89条の2第8項において準用する同法第53条の8の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮精算金の徴収及び支払			○	地方農林振興局長
	51 同法第89条の2第9項の規定による換地処分	○			
	52 同法第89条の2第10項において準用する同法第54条の3の規定による換地処分の公告により確定した精算金の徴収及び支払			○	地方農林振興局長
	53 同法第89条の2第10項において準用する同法第55条の規定による県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物についての登記の嘱託			○	地方農林振興局長
	54 同法第113条の2第2項の規定による土地改良事業の工事の完了に係る届出があった旨の公告		○		
	55 同法第113条の2第3項の規定による土地改良事業の工事を完了した旨の公告		○		
	56 同法第132条第1項の規定による土地改良区等に対するその事業に関する報告の徴収			○	地方農林振興局長
	57 同法第132条第1項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施 (一) 300ヘクタール未満の地域を土地改良区の地区とするものに係るもの (二) (一)以外のもの			○	地方農林振興局長
	58 同法第133条の規定による土地改良区の事業又は会計の状況の検査の実施		○		
	59 同法第134条第1項の規定による違反行為に対する措置命令	○			
	60 同法第134条第2項の規定による土地改良区の役員の改選の命令	○			
	61 同法第135条第1項の規定による土地改良区の解散の命令	○			
	62 同法第136条第1項の規定による土地改良区の総会等の決議又は選挙若しくは当選の取消し	○			
二 土地改良法施行令第51条の3の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	1 同法第89条の2第1項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画の決定	○			
	2 同法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の2第1項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画を定めないことについての同意の取得	○			
	3 同法第89条の2第8項において準用する同法第53条の7の規定による国営土地改良事業に係る一時利用地の指定等に伴う土地の管理	○			
	4 同法第89条の2第9項の規定による国営土地改良事業に係る換地処分	○			
三 土地改良法施行令第79条の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	1 同法第132条第2項の規定による地方連合会からの報告の徴収	○			
	2 同法第134条の2の規定による地方連合会に対する必要な措置の命令	○			
四 土地改良法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第47条の規定による総代の選挙に関する規定についての選挙管理委員会の意見の聴取	○			
五 土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務(農村整備課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託			○	地方農林振興局長
	2 同令第33条の2の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託			○	地方農林振興局長
	3 同令第33条の3の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託			○	地方農林振興局長
	4 同令第54条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て又は干拓された土地の配分通知書を受けた所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託			○	地方農林振興局長
六 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第3項の規定による国土調査の指定	○			
	2 同法第6条の3第1項の規定による地籍調査に関する計画の決定	○			
	3 同法第6条の3第2項の規定による事業計画の決定	○			
	4 同法第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証	○			
七 その他の事務(農村整備課の所掌事務に係るものに限る。)	1 非補助土地改良事業助成措置要綱に基づく事務 (一) 第2の1に基づく選定事業の選定 (二) 第2の2に基づく利子の軽減の対象となる事業の認定			○	地方農林振興局長
	2 新農業構造改善事業促進対策融資要綱第2の2の(2)に基づく市町村と			○	地方農林振興局長

		の協議								
		3 農業農村活性化農業構造改善促進対策融資要綱第2の2の(2)に基づく市町村との協議						○	地方農林振興局長	
		4 県営土地改良事業又は知事が委任を受けて行う国営土地改良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結						○	地方農林振興局長	
		5 県営土地改良事業等に係る施設等の譲与に伴う登記の囑託及び囑託の承諾						○	地方農林振興局長	
林務課	一 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による地域森林計画の樹立及び変更						○		
		2 同法第7条第2項の規定による地域森林計画についての意見の申立てについての処理、申立人に対するその結果の通知又は当該計画の変更						○		
		3 同法第10条の規定による民有林の立木の伐採の届出書の受理							○	地方農林振興局長
		4 同法第10条第1項第4号の規定による立木の果実の採取その他の用途に主として供される普通林の指定							○	地方農林振興局長
		5 同法第10条第1項第5号の規定による自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべき普通林の指定							○	地方農林振興局長
		6 同法第10条の5の規定による遵守すべき事項の指示及びこれに従って施業すべき旨の勧告						○		
		7 同法第10条の6の規定による伐採の計画を変更すべき旨の命令及び伐採の計画に従って伐採すべき旨の命令						○		
		8 同法第10条の7第1項の規定による森林整備市町村の指定							○	
		9 同法第10条の7第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による森林整備市町村に指定しようとする市町村との協議							○	地方農林振興局長
		10 同法第10条の7第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による森林整備市町村の指定の公表及び農林水産大臣への報告						○		
		11 同法第10条の7第4項の規定による森林整備市町村の指定の解除						○		
		12 同法第10条の8第5項及び第6項(同法第10条の9第4項において準用する場合を含む。)の規定による市町村森林整備計画の承認及び市町村森林整備計画書の写しの受理							○	地方農林振興局長
		13 同法第10条の9第1項の規定による市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなった旨の認定							○	地方農林振興局長
		14 同法第10条の11第2項の規定による要間伐森林又はその立木についての所有権の移転等に関する調定						○		
		15 同法第10条の11の4第1項の規定による分収育林契約を締結すべき旨の裁定						○		
		16 同法第10条の11の7の規定による分収育林契約の解除の承認						○		
		17 同法第10条の14第2項の規定による森林整備協定の締結のあっせん						○		
		18 同法第11条第5項の規定による森林施業計画の認定 (一) 二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○		地方農林振興局長
		19 同法第12条の規定による森林施業計画の変更の適否の認定 (一) 二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○		地方農林振興局長
		20 同法第15条の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書の受理							○	地方農林振興局長
		21 同法第16条の規定による森林施業計画の認定の取消し (一) 二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○		地方農林振興局長
		22 同法第18条の2の規定による特定森林施業計画の認定 (一) 二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○		地方農林振興局長
		23 同法第50条の規定による土地の使用権設定に関する協議をすることについての認可、当該土地の所有者等からの意見の聴取又は当該土地の所有者等に対する認可をした旨の通知若しくは掲示						○		
		24 同法第53条の規定による土地の使用権を設定すべき旨の裁定及び裁定の申請者に対する裁定をした旨の通知						○		
		25 同法第66条の規定による水流における工作物の使用等に関する協議をすることについての認可						○		
		26 同法第188条の規定による森林所有者等に対するその施業の状況に関する報告の聴取又は他人の森林への立入りによる測量、実地調査、標識建設若しくは立木竹の伐採						○		
二 森林組合法(昭		1 同法第10条の規定による組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認						○	地方農林振興局長	

和53年法律第36号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第24条の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認					○	地方農林振興局長
	3 同法第25条第1項の規定による組合の分担金の徴収の認可					○	地方農林振興局長
	4 同法第25条第3項の規定による組合の分担金徴収についての受益者の意見の聴取					○	地方農林振興局長
	5 同法第61条第3項(同法第100条第2項において準用する場合を含む。)において準用する同法第78条第2項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の徴収					○	地方農林振興局長
	6 同法第61条第3項(同法第100条第2項において準用する場合を含む。)において準用する同法第79条の規定による組合の約款の変更の認可					○	地方農林振興局長
	7 同法第78条第2項(同法第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による組合の設立に関する報告書の提出の要求				○		
	8 同法第79条(同法第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による組合の設立の認可				○		
	9 同法第83条第3項(同法第100条第4項において準用する場合を含む。)において準用する同法第78条第2項の規定による組合の解散の決議に関する報告書の提出の要求				○		
	10 同法第83条第3項(同法第100条第4項において準用する場合を含む。)において準用する同法第79条の規定による組合の解散の決議の認可				○		
	11 同法第84条第3項(同法第100条第4項において準用する場合を含む。)において準用する同法第78条第2項の規定による組合の合併に関する報告書の提出の要求				○		
	12 同法第84条第3項(同法第100条第4項において準用する場合を含む。)において準用する同法第79条の規定による組合の合併の認可				○		
	13 同法第88条第2項の規定による清算人の選任				○		
	14 同法第110条の規定による組合の業務又は財産状況の報告の徴収				○		
	15 同法第111条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査				○		
	16 同法第112条の規定による組合に対する監督上必要な命令				○		
	17 同法第113条第1項の規定による組合に対する必要な措置を採るべき旨の命令				○		
	18 同法第113条第2項の規定による組合の業務の停止又は役員の変更の命令				○		
	19 同法第113条第3項の規定による組合の信託規程等の承認の取消し				○		
	20 同法第115条の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し				○		
	21 同法第116条の規定による専用契約の取消し				○		
	三 森林組合法施行令(昭和53年政令第286号)第5条の規定により知事の権限に属するものとされた森林組合法に基づく事務	1 同法第110条の規定による森林組合連合会の業務又は財産状況の報告の徴収				○	
2 同法第111条の規定による森林組合連合会の業務又は会計の状況の検査					○		
3 同法第113条第1項の規定による森林組合連合会に対する必要な措置を採るべき旨の命令					○		
4 同法第113条第2項の規定による森林組合連合会の業務の停止又は役員の変更の命令					○		
5 同法第115条の規定による森林組合連合会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し					○		
6 同法第116条の規定による専用契約の取消し					○		
四 森林組合併助成法(昭和38年法律第56号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による森林組合の合併及び事業経営計画の認定				○		
五 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定による入会林野整備計画の適否の決定及びその旨の通知					○	地方農林振興局長
	2 同法第11条の規定による入会林野整備計画の認可				○		
	3 同法第14条第1項の規定による入会林野整備計画に関係のある土地の分割又は合併の手続					○	地方農林振興局長
	4 同法第14条第2項の規定による入会林野整備計画に係る土地についての登記の嘱託					○	地方農林振興局長
	5 同法第14条第3項の規定による権利の取得に関する登記の嘱託					○	地方農林振興局長
	6 同法第22条の規定による旧慣使用林野整備計画の認可				○		
	7 同法第23条第2項において準用する同法第14条の規定による旧慣使用林野整備計画に係る必要な登記の嘱託					○	地方農林振興局長
六 林業等振興資金	1 同法第3条第1項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定						

融通暫定措置法 (昭和54年法律第 51号)に基づく知 事の権限に属する 事務	(一) 二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○			○	地方農林振興局長	
	2 同法第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画が適当である旨の 認定 (一) 二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○				○	地方農林振興局長
七 鳥取県木材業者 及び製材業者登録 条例(昭和30年12 月鳥取県条例第34 号)に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同条例第3条の規定による木材業者又は製材業者の登録又はその更新の 登録				○	地方農林振興局長	
八 鳥取県林業改良 指導員資格試験条 例(昭和33年4月 鳥取県条例第11 号)に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同条例第5条の規定による試験の実施期日等の公告	○					
	2 同条例第6条の規定による試験合格者の氏名の公表又は合格証明書の交 付若しくは再交付			○			
九 鳥取県林業試験 場手数料等徴収条 例(平成8年3月 鳥取県条例第2 号)に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同条例第4条の規定による手数料等の減免				○	林業試験場長	
	2 同条例第5条の規定による手数料等の還付				○	林業試験場長	
十 鳥取県林業試験 場手数料等徴収条 例施行規則(平成 8年3月鳥取県規 則第7号)に基づ く知事の権限に属 する事務	1 同規則第2条の規定による試験の承諾				○	林業試験場長	
	2 同規則第3条第3項の規定による供試物件の追加の要求				○	林業試験場長	
	3 同規則第4条の規定による試験成績書の交付				○	林業試験場長	
	4 同規則第5条第1項の規定による機械器具の使用の許可				○	林業試験場長	
	5 同規則第6条の規定による試験の承諾等の取消し				○	林業試験場長	
	6 同規則第7条の規定による手数料等の減免				○	林業試験場長	
	7 同規則第8条の規定による手数料等の還付				○	林業試験場長	
十一 その他の事務	1 林道事業の設計及び工事の監督				○	地方農林振興局長	
	2 林道事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に 定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しく は消滅又は損失の補償に係る契約の締結				○	地方農林振興局長	
	3 林業構造改善事業促進対策実施要領第3号のⅡの4の(2)に基づく構造 改善計画の認定				○	地方農林振興局長	
	4 林業試験のための土地の使用貸借の契約の締結(収益の分収を伴うもの を除く。)				○	林業試験場長	
森林保 全課	一 森林法に基づく 知事の権限に属す る事務	1 同法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可のうち土地の面積が 10ヘクタール未満の開発行為の許可	○				
		2 同法第10条の3の規定による開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行 為をすべき旨の命令				○	地方農林振興局長
		3 同法第27条第1項の規定による保安林の解除の申請 (一) 農林土木工事に係るもの (二) 土木工事に係るもの				○	地方農林振興局長 土木事務所長
		4 同法第30条の規定による農林水産大臣からの通知の内容の告示及び森林 所有者等に対する通知			○		
		5 同法第31条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採等の禁止	○				
		6 同法第34条第1項又は第2項の規定による保安林における立木の伐採等 の許可				○	地方農林振興局長
		7 同法第38条の規定による法令等に違反した者に対する監督処分				○	地方農林振興局長
		8 同法第39条第1項の規定による保安林の指定があった旨を表示する標識 の措置				○	地方農林振興局長
		9 同法第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製及び保管			○		
		10 同法第46条の2第1項の規定による保安施設地区台帳の調製及び保管			○		
二 森林法施行令第 5条の規定により 知事の権限に属す るものとされた森	1 同法第25条第1項の規定による保安林の指定(同項第5号から第7号ま で及び第9号に掲げる目的を達成するために必要がある場合に限る。)	○					
	2 同法第26条の規定による保安林の指定の解除(同法第25条第1項第5号 から第7号まで及び第9号に掲げる目的を達成するために指定した保安林	○					

林法に基づく事務	の指定の解除に限る。)						
	3 同法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更				○		
三 森林国営保険法 施行令(昭和28年 政令第245号)に基 づく知事の権限に 属する事務	1 同令第4条の規定による保険契約の申込みの承諾若しくは保険証書の交付又は保険契約の申込みを承諾しない場合のその旨の通知				○		
	2 同令第5条の規定による保険証書の再交付				○		
	3 同令第6条の規定による保険契約の継続の申込みの承認若しくは保険証書の記載の更正又は保険契約の継続の申込みを承諾しない場合のその旨の保険契約者への通知					○	
	4 同令第7条の規定による保険証書の記載の更正					○	
	5 同令第9条の規定による損害の実地調査又はその結果の農林水産大臣への報告					○	
	6 同令第10条の規定による保険金額及び保険料の減額若しくは保険証書の記載の更正又は保険料の減額の結果保険料の一部を返還すべき場合におけるその旨の農林水産大臣への通知					○	
	7 同令第11条の規定による危険増加により保険契約を解除する場合におけるその旨の保険契約者への通知又は保険料を返還すべき場合におけるその旨の農林水産大臣への報告					○	
四 地すべり等防止 法(昭和33年法律 第30号)に基づく 知事の権限に属す る事務	1 同法第9条の規定による地すべり防止工事に関する基本計画の作成及びその変更				○		
五 林業種苗法(昭 和45年法律第89 号)に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同法第3条第1項の規定による育種母樹、育種母樹林、普通母樹又は普通母樹林(以下五において「指定採取源」という。)の指定				○		
	2 同法第6条第2項の規定による育種母樹等の保護又は管理に関し必要な処置を講ずること等の指示						○ 地方農林振興局長
	3 同法第9条第1項又は第2項の規定による指定採取源の指定の解除				○		
	4 同法第9条第3項の規定による指定採取源の指定の解除についての意見の提出				○		
	5 同法第10条第1項の規定による生産事業者の登録				○		
	6 同法第11条第1項の規定による講習会の開催				○		
	7 同法第11条第2項の規定による修了証明書の交付					○	
	8 同法第12条第1項の規定による登録証の交付				○		
	9 同法第13条第2項の規定による登録証の再交付					○	
	10 同法第15条第1項の規定による生産事業者の登録の取消し				○		
	11 同法第17条の規定による配布事業者の届出の受理						○ 地方農林振興局長
	12 同法第19条の規定による表示義務等の違反に対する是正命令						○ 地方農林振興局長
	13 同法第20条第1項の規定による種穂又は苗木の証明				○		
	14 同法第23条の規定による種穂の採取の禁止				○		
	15 同法第27条の規定による指定採取源又は生産事業者等の業務に関し必要な事項の報告の要求					○	
	16 同法第28条第1項の規定による指定採取源等への立入検査等					○	
	17 同法第29条の規定による種苗の採取等に関し必要な措置を講ずべきことの命令又は種苗の配布の制限若しくは禁止				○		
六 林業種苗法施行 規則(昭和45年農 林省令第40号)に 基づく知事の権限 に属する事務	1 同令第4条第2項の規定による伐採許可申請書の進達				○		
	2 同令第8条第2項の規定による損失補償請求書の進達				○		
	3 同令第33条の規定による生産事業者及び配布事業者からの報告の受理						○ 地方農林振興局長
七 森林病虫害等防 除法(昭和25年法 律第53号)に基 づく知事の権限に 属する事務	1 同法第5条第1項の規定による森林病虫害等の駆除命令						○ 地方農林振興局長
	2 同法第5条第2項において準用する同法第3条第3項の規定による森林病虫害等の駆除命令に係る区域等の公表				○		
	3 同法第5条第2項において準用する同法第3条第5項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定						○ 地方農林振興局長
	4 同法第5条第2項において準用する同法第3条第8項の規定による命令書の内容の公告						○ 地方農林振興局長
	5 同法第5条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病虫害等の駆除措置						○ 地方農林振興局長
	6 同法第5条第2項において準用する同法第4条第2項の規定による森林病虫害等の駆除措置に係る費用の徴収						○ 地方農林振興局長
	7 同法第5条第2項において準用する同法第4条の2の規定による森林病虫害等の駆除等についての協力要請						

	(一) 県外の地方公共団体等に係るもの		○			
	(二) 県内の地方公共団体等に係るもの				○	地方農林振興局長
	8 同法第6条第1項の規定による森林病虫害等の駆除等のための立入検査及び枝条等の収去				○	地方農林振興局長
	9 同法第8条の規定による損失補償				○	地方農林振興局長
	10 同法第11条の規定による森林病虫害防除員の設置		○			
八 松くい虫被害対策特別措置法(昭和52年法律第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の規定による実施計画の策定及び変更		○			
	2 同法第4条の4第1項の規定による特別伐倒駆除の命令				○	地方農林振興局長
	3 同法第4条の4第2項において準用する森林病虫害等防除法第3条第3項の規定による特別伐倒駆除の命令に係る区域等の公表		○			
	4 同法第4条の4第2項において準用する森林病虫害等防除法第3条第5項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定				○	地方農林振興局長
	5 同法第4条の4第2項において準用する森林病虫害等防除法第3条第8項の規定による命令書の内容の公告				○	地方農林振興局長
	6 同法第4条の4第2項において準用する森林病虫害等防除法第4条第1項の規定による松くい虫の駆除措置				○	地方農林振興局長
	7 同法第4条の4第2項において準用する森林病虫害等防除法第4条第2項の規定による松くい虫の駆除措置に係る費用の徴収				○	地方農林振興局長
	8 同法第5条第1項の規定による特別防除の実施の決定		○			
	9 同法第5条第1項の規定による特別防除の実施				○	地方農林振興局長
	10 同法第5条第2項の規定による特別防除を行う区域及び期間の公表		○			
	11 同法第5条第4項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定		○			
	12 同法第6条第1項の規定による特別防除についての農林水産大臣への申出		○			
	13 同法第9条の2第1項の規定による緊急伐倒駆除の実施の決定		○			
	14 同法第9条の2第1項の規定による緊急伐倒駆除の実施				○	地方農林振興局長
	15 同法第9条の2第3項の規定による緊急伐倒駆除を行う区域及び期間等の公表		○			
	16 同法第9条の2第4項において準用する同法第5条第4項の規定による意見の聴取及び不服の申出に対する決定		○			
	17 同法第9条の2第5項の規定による松林所有者に対する通知				○	地方農林振興局長
	18 同法第9条の2第6項の規定による通知の内容の公告				○	地方農林振興局長
	19 同法第9条の3前段の規定による樹種転換を促進すべき松林の選定及び公表		○			
	20 同法第9条の3後段の規定による松林所有者に対する樹種転換の促進のための助言及び指導				○	地方農林振興局長
	21 同法第10条の2第1項の規定による損失補償				○	地方農林振興局長
22 同法第12条において準用する森林病虫害等防除法第4条の2の規定による特別伐倒駆除の命令等についての協力要請				○	地方農林振興局長	
	(一) 県外の地方公共団体等に係るもの		○			
	(二) 県内の地方公共団体等に係るもの				○	地方農林振興局長
九 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第1条ノ2第1項の規定による鳥獣保護事業計画の樹立		○			
	2 同法第1条ノ4第3項の規定による狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限		○			
	3 同法第7条第1項の規定による狩猟免許試験の実施		○			
	4 同法第7条第4項の規定による狩猟免許				○	地方農林振興局長
	5 同法第7条ノ2第1項の規定による狩猟免許試験の受験の停止又は合格の決定の取消し		○			
	6 同法第7条ノ2第2項の規定による狩猟免許試験の受験の禁止		○			
	7 同法第7条ノ4第1項の規定による狩猟に関する適正検査の実施				○	地方農林振興局長
	8 同法第7条ノ4第2項の規定による狩猟免許の更新				○	地方農林振興局長
	9 同法第7条ノ4第3項の規定による講習の実施				○	地方農林振興局長
	10 同法第8条第1項の規定による狩猟免許の取消し		○			
	11 同法第8条第2項の規定による狩猟免許の全部又は一部の取消し又は効力の停止		○			
	12 同法第8条ノ3の規定による狩猟者の登録				○	地方農林振興局長
	(一) 県内に住所を有する者に係るもの				○	地方農林振興局長
	(二) 県外に住所を有する者に係るもの		○			
	13 同法第8条ノ4の規定による狩猟者の数の制限		○			
	14 同法第8条ノ5の規定による狩猟者の登録の抹消				○	地方農林振興局長
(一) 県内に住所を有する者に係るもの				○	地方農林振興局長	
(二) 県外に住所を有する者に係るもの		○				
15 同法第8条ノ6の規定による都道府県知事に対する通知		○				
16 同法第8条ノ8第1項の規定による鳥獣保護区の設定		○				

		17 同法第8条ノ8第3項の規定による特別保護地区の指定		○				
		18 同法第8条ノ8第5項の規定による水面の埋立て等の許可		○				
		19 同法第8条ノ8第8項の規定による行為の中止等の命令		○				
		20 同法第8条ノ8第10項の規定による損失補償の額の決定		○				
		21 同法第9条の規定による休猟区の設定		○				
		22 同法第10条の規定による銃猟禁止区域又は銃猟制限区域の設定		○				
		23 同法第11条第2項の規定による銃猟の承認					○	地方農林振興局長
		24 同法第12条の規定による鳥獣の捕獲等の許可					○	地方農林振興局長
		25 同法第13条の規定による飼養許可証の発行					○	地方農林振興局長
		26 同法第13条ノ2ただし書の規定によるヤマドリの販売の許可			○			
		27 同法第14条第9項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託		○				
		28 同法第20条ノ3の規定による猟区設定者等からの報告の聴取			○			
		29 同法第20条ノ4の規定による司法警察員としての職務を行う者の指名			○			
		30 同法第20条ノ5の規定による鳥獣保護員の設置			○			
	十 鳥取県営林管理員規則(昭和34年12月鳥取県規則第49号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条の規定による管理員の委嘱			○			
	十一 その他の事務	1 森林保全管理巡視事業の実施					○	地方農林振興局長
		2 治山及び地すべり防止事業の設計及び工事の監督					○	地方農林振興局長
		3 治山事業に係る保育事業の執行					○	地方農林振興局長
		4 治山及び地すべり防止事業の執行のための損失の補償に係る契約の締結					○	地方農林振興局長
		5 森林病虫害等発生消長調査事業及びその実施要綱に基づく森林病虫害等発生消長調査の実施					○	林業試験場長
		6 県行造林事業の執行					○	地方農林振興局長
		7 鳥取県県行造林実施要綱(昭和23年11月鳥取県告示第597号)に基づく次の事務 (一) 同告示第4条の規定による造林の適地の選定又は申請者の造林方法等についての契約の締結 (二) 同告示第5条の規定による県行造林事業に係る地上権の設定		○			○	地方農林振興局長
		8 森林火災予防事業実施要綱Ⅲに基づく森林火災標板(柱)の設置及び標板(柱)の管理					○	地方農林振興局長
		9 分取造林対象調査費補助金交付要綱第2に基づく分取造林対象事業地調査を行う市町村に対する補助金の交付					○	地方農林振興局長
水産課	一 漁場工事(沿岸漁場整備開発事業に係る工事をいう。以下一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務	1 漁場工事の執行の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下一及び二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの		○			○	
		2 漁場工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○			○	
		3 漁場工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの (2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの (3) (1)及び(2)以外のもの		○			○	
		4 漁場工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの		○			○	
		5 漁場工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		○	



	6 漁場工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの	○	○				
	7 漁場工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの	○	○				
	8 漁場工事の委託の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○				
二 漁場工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○		○		
	2 同規則第9条第1項の規定による金銭保証人等を立てることの要求 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○		○		
	3 同規則第9条第2項の規定による金銭保証人等の承認 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○		○		
	4 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○		○		
	5 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○		○		
	6 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名		○				
	7 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○		○		
	8 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○		○		
	9 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	○	○				
	10 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	○	○				
	11 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求				○		
	12 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した	○	○				





(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○				
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○			
31 同規則第50条第1項の規定による工事の完成の請求						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの			○			
32 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの			○			
33 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの				○		
34 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの				○		
35 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの			○			
36 同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払				○		
37 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払				○		
38 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認				○		
39 同規則第66条第3項の規定による請負代金の部分払				○		
40 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認				○		
41 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの			○			
42 同規則第69条第2項(同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払				○		
43 同規則第72条第4項の規定による措置を採ることの決定						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上とな		○				

	る工事を含む。)に係るもの					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	○				
	(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○			
三 漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第2項の規定による共同申請に係る代表者の指定		○			
	2 同法第8条の規定による漁業権行使規則等の制定、変更又は廃止の認可	○				
	3 同法第14条第4項の規定による漁業協同組合等に対する漁業権の共有請求の認可	○				
	4 同法第21条第2項の規定による漁業権の存続期間の短縮の決定		○			
	5 同法第36条の規定による休業期間中の漁業の許可			○		
	6 同法第66条第1項の規定による漁業の許可 (一) 小型機船底びき網漁業の東部海域以外の海域の全部又は一部を操業区域とする他県からの入漁許可のほか定数漁業及び新たに着業する漁業の許可 (二) (一)以外の漁業の許可	○			○	境港水産事務所長
	7 同法第67条第3項の規定による海区漁業調整委員会の指示が不当でない場合の当該指示の全部又は一部の取消し	○				
	8 同法第67条第5項の規定による海区漁業調整委員会の指示に従うべき旨の申請に係る者に対する異議を申し出るべき旨の催告	○				
	9 同法第67条第7項の規定による海区漁業調整委員会の指示に従うべきことの命令	○				
	10 同法第72条の規定による漁業者等に対する漁場の標識の建設等の命令		○			
	11 同法第97条の2の規定による委員の失職の要件に該当するかどうかの決定	○				
	12 同法第117条の規定による漁業調整委員会に対する監督上必要な命令又は処分	○				
	13 同法第120条の規定による漁業者等の他人の土地等の使用等の許可及び当該土地等の所有者等へのその旨の通知	○				
	14 同法第121条の規定による漁業者の他人の土地に立ち入って営む漁業の許可	○				
	15 同法第121条の規定による漁業に関する測量等のための他人の土地への立入り等の許可	○				
	16 同法第124条の規定による土地及び土地の定着物(海草乾場その他漁業上の施設として必要かつ適当で他のものをもって代えることが著しく困難である場合に漁業者等が当該土地等の所有者等と使用権設定の協議をすることについての認可	○				
	17 同法第129条の規定による遊漁規則の制定又は変更の認可若しくは当該規則が遊漁を不当に制限する等の場合における当該規則の変更の命令	○				
四 漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の2の規定による動力漁船の建造、船舶の動力漁船への改造又は船舶の動力漁船への転用の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの		○		○	境港水産事務所長
	2 同法第5条第2項の規定による動力漁船の建造等の許可の有効期間の延長 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○		境港水産事務所長
	3 同法第6条第1項の規定による動力漁船の建造等の許可の取消し	○				
	4 同法第7条の規定による動力漁船がしゅん工した場合等の認定 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○		境港水産事務所長
	5 同法第9条の規定による漁船の登録 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○		境港水産事務所長
	6 同法第11条の規定による漁船の登録をした場合の登録票の交付又は登録票の亡失等による登録票の再交付 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○		境港水産事務所長
	7 同法第11条の2の規定による漁船及び登録票の検認 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○		境港水産事務所長
	8 同法第14条の規定による漁船の登録の変更の登録					

	(一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所長
	9 同法第16条の規定による漁船の登録の取消し		○			
	10 同法第18条の規定による漁船の登録の謄本の交付 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所長
五 小型船舶の船籍及び総トン数の測定に関する政令(昭和28年政令第259号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による船舶の船舶番号の決定及び船舶所有者に対する船籍票の交付 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所長
	2 同令第5条の規定による船籍票の書換え、他の都道府県の区域内へ船籍港を変更する申請があった場合の当該他の都道府県への当該申請書の送付又は船籍港の変更に係る船舶番号の決定若しくは船舶所有者に対する船籍票の交付 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所長
	3 同令第7条の規定による船籍票の再交付 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所長
	4 同令第7条の2の規定による船籍簿の検認 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所長
	5 同令第8条の3の規定による船籍票の謄本又は抄本の交付 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所長
	6 同令第8条の4の規定による臨時航行の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所長
	7 同令第9条の規定による小型船舶の総トン数の測定 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	境港水産事務所長
六 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条の規定による保護水面の指定についての農林水産大臣への申請		○			
	2 同法第17条第2項の規定による保護水面の管理計画の変更についての農林水産大臣への認可の申請		○			
	3 同法第18条の規定による保護水面の区域内における埋立等の工事の許可		○			
	4 同法第22条第2項の規定によるさく河魚類の通路となっている水面に設置した工作物の管理の命令		○			
七 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第112条の規定による加入区の指定及びその変更		○			
八 漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第105条第1項第1号ロの規定による区画漁業等に係る水域の決定		○			
	2 同法第108条第1項の規定による区域の決定		○			
九 卸売市場法(昭和46年法律第35号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第63条の規定による入荷数量等の公表				○	水産物地方卸売市場長
十 鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(昭和39年3月鳥取県条例第19号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による市場施設の利用の許可 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの		○		○	水産物地方卸売市場長
	2 同条例第5条の規定による使用料の減免		○			
十一 鳥取県管境港水産物地方卸売市	1 同規則第4条第2項の規定による市場の臨時的開場又は休場の決定				○	水産物地方卸売市場長

場管理規則（昭和57年3月鳥取県規則第23号）に基づく知事の権限に属する事務	2 同規則第5条第1項ただし書の規定による市場の開場時間の変更					○	水産物地方卸売市場長	
	3 同規則第9条第1項の規定による仲卸業務の許可					○	水産物地方卸売市場長	
	4 同規則第11条第2項の規定による仲卸業務許可証の再交付					○	水産物地方卸売市場長	
	5 同規則第16条第1項の規定による仲卸業務の許可の取消し					○	水産物地方卸売市場長	
	6 同規則第18条第1項の規定による売買参加者の登録					○	水産物地方卸売市場長	
	7 同規則第23条第1項の規定による売買参加者の登録の取消し					○	水産物地方卸売市場長	
	8 同規則第24条第1項の規定による附属営業の許可					○	水産物地方卸売市場長	
	9 同規則第25条の規定による附属営業の開始等の届出の受理					○	水産物地方卸売市場長	
	10 同規則第26条第1項の規定による附属営業の許可の取消し					○	水産物地方卸売市場長	
	11 同規則第32条第1項ただし書の規定による自己の計算において卸売を行うことの承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	水産物地方卸売市場長
	12 同規則第33条第1項ただし書の規定による卸売ができる市場の水産物の保管場所の指定 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	水産物地方卸売市場長
	13 同規則第38条第1項ただし書の規定による市場の周辺地域における水産物の買入り等の許可 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	水産物地方卸売市場長
	14 同規則第39条第1項の規定による売買の差止め又はせり直し若しくは再入札の命令 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	水産物地方卸売市場長
	15 同規則第39条第2項の規定による売買の差止め (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	水産物地方卸売市場長
	16 同規則第45条第1項ただし書の規定による市場施設の転貸等の承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	水産物地方卸売市場長
	17 同規則第45条第2項ただし書の規定による市場施設を本来の用途以外に使用することの承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	水産物地方卸売市場長
	18 同規則第46条第1項の規定による市場施設の現状変更等の承認						○	水産物地方卸売市場長
	19 同規則第46条第2項の規定による市場施設の原状回復又は費用弁償の命令						○	水産物地方卸売市場長
	20 同規則第47条第1項の規定による市場施設の利用の許可の取消し (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	水産物地方卸売市場長
	21 同規則第47条第2項の規定による市場施設の利用の許可の全部若しくは一部の取消し又は利用の制限若しくは停止等の命令 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	水産物地方卸売市場長

						場長
	22 同規則第48条の規定による市場施設の返還期間の指定又は返還の特例の承認 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの					○ 水産物地方卸売市場長
	23 同規則第50条第1項の規定による卸売業者等に対する報告若しくは資料の提出の要求又は事務所等への立入検査の実施					○ 水産物地方卸売市場長
	24 同規則第51条の規定による卸売業者等に対する業務又は会計に関する改善措置の命令					○ 水産物地方卸売市場長
	25 同規則第52条の規定による卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附属営業人又はせり人に対する業務の停止等の命令又は許可若しくは登録の取消し					○ 水産物地方卸売市場長
	26 同規則第53条第2項の規定による無許可営業者等に対する市場外への退去命令					○ 水産物地方卸売市場長
	27 同規則第54条第2項の規定による市場内での禁止行為に違反した者に対する行為の制止又は市場外への退去等の命令					○ 水産物地方卸売市場長
	28 同規則第55条第2項の規定による市場施設の補修又は費用の弁償の命令 (一) 関係事業者施設用地に係るもの (二) (一)以外のもの					○ 水産物地方卸売市場長
十二 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例(昭和39年3月鳥取県条例第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による会館の利用の許可					○ 水産会館長
	2 同条例第5条の規定による会館の使用料の減免					○
十三 鳥取県立境港水産会館管理規則(昭和37年9月鳥取県規則第48号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による会館の利用の許可の取消し又は必要な措置の命令					○ 水産会館長
	2 同規則第6条の規定による会館の施設をき損し、又は滅失した者に対する指示					○ 水産会館長
	3 同規則第7条の規定による会館の利用者に対する会館の使用に關し適当な措置を講ずべき命令又は必要な指示					○ 水産会館長
十四 鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年9月鳥取県規則第46号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第8条の規定による漁業の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの(定数漁業及び新たに着業するものを除く。) (二) (一)以外のもの					○ 境港水産事務所長
	2 同規則第9条第2項の規定による定数漁業に係る許可の申請の期間の決定					○
	3 同規則第12条の規定による漁業の許可の内容の変更の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの					○ 境港水産事務所長
	4 同規則第15条の規定による許可証の書換交付及び再交付 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの					○ 境港水産事務所長
	5 同規則第17条第1項の規定による起業の認可					○
	6 同規則第18条の規定による起業の認可の変更の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの					○ 境港水産事務所長
	7 同規則第19条第1項の規定による起業の認可に基づく漁業の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの					○ 境港水産事務所長
	8 同規則第21条の規定による漁業の許可又は起業の認可をしない場合の決定					○
	9 同規則第23条の規定による漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度の決定又は変更					○
	10 同規則第24条の規定による定数漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請が定数を超える場合の当該許可又は認可の基準の決定					○
	11 同規則第26条第1項第2号及び第3号の規定による定数漁業の規模及び漁業の決定					○
	12 同規則第28条第1項の規定による漁業の許可又は起業の認可を受けた者が適格性を有しなくなった場合の当該許可又は認可の取消し					○



	13 同規則第29条第1項の規定による漁業の許可又は起業の認可を受けた者が一定期間休業した場合の当該許可又は認可の取消し	○				
	14 同規則第30条の規定による漁業調整等のための漁業の許可又は起業の認可の内容の変更等の命令	○				
	15 同規則第50条の規定による漁業権の設定されている漁場内における岩礁の破砕等の許可		○			
	16 同規則第51条の規定による試験研究等のための水産動植物の採捕の許可、許可証の交付、当該許可についての制限若しくは条件の付加、許可証の記載事項の変更の許可、当該変更に係る許可証の交付又は当該変更に係る許可についての制限若しくは条件の付加		○			
	17 同規則第52条の規定による漁業の許可に係る船舶につき法令等に違反する事実がある場合等における当該漁業の許可を受けた者に対する当該船舶のてい泊の命令	○				
	18 同規則第53条の規定による漁業の許可に係る船舶につき法令等に違反する事実がある場合等における当該船舶の船長等に対する当該漁業に従事する船舶への乗組の制限又は禁止	○				
	19 同規則第54条の規定による船舶が漁業の許可を受けないで当該許可を要する漁業に使用された場合における当該船舶により漁業を営む者等に対する当該船舶のてい泊の命令	○				
	20 同規則第55条の規定による漁業の許可を受けないで当該許可を要する漁業に使用し、若しくは使用されるおそれがあると認める船舶により漁業を営む者等に対する漁具等の陸揚げの命令又は漁具等の封印の実施	○				
	21 同規則第59条の規定による標識を設置すべき漁業及び夜間における標識の指定		○			
十五 鳥取県内水面漁業調整規則(昭和40年9月鳥取県規則第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第8条の規定による水産動植物の採捕についての漁具又は漁法ごとの許可		○			
	2 同規則第13条の規定による採捕の許可の内容の変更の許可			○		
	3 同規則第18条第1項の規定による採捕の許可をしない場合の決定		○			
	4 同規則第19条の規定による採捕の許可の取消し		○			
	5 同規則第20条の規定による採捕の許可の内容の変更等の処分		○			
	6 同規則第38条の規定による試験研究等のための水産動植物の採捕の許可、許可証の交付、当該許可についての制限若しくは条件の付加、許可証の記載事項の変更の許可、当該変更に係る許可証の交付又は当該変更に係る許可についての制限若しくは条件の付加			○		
十六 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第123条の規定による組合(水産組合連合会を除く。)の業務又は会計の状況の検査		○			
	2 同法第124条第1項の規定による必要な措置を採るべき旨の命令のうちこの号の1の検査に係るもの			○		
漁港課 一 漁港工事(漁港整備事業に係る工事をいう。以下一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務	1 漁港工事の執行の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下一及び二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの	○				
	2 漁港工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○			
	3 漁港工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの (2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの (3) (1)及び(2)以外のもの		○			
	4 漁港工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○				
				○		
					○	
						○

	5 漁港工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○				
	6 漁港工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの	○	○				
	7 漁港工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの	○	○				
	8 漁港工事の委託の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○				
二、漁港工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○				
	2 同規則第9条第1項の規定による金銭保証人等を立てることの要求 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○				
	3 同規則第9条第2項の規定による金銭保証人等の承認 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○				
	4 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○			
	5 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○			
	6 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名	○					
	7 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○			
	8 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○			
	9 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	○	○				
	10 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの	○	○				
	11 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求		○				
	12 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象	○					

設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの					
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
13 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令			○		
14 同規則第33条の規定による措置の要求			○		
15 同規則第39条第3項の規定による工事の内容の変更等					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
16 同規則第40条第1項前段の規定による工事の内容の変更等					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
17 同規則第40条第1項後段(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第39条第3項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
18 同規則第40条第2項(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
19 同規則第40条第3項の規定による工事の施工の一時中止					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
20 同規則第41条の規定による工期の延長の承認					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した		○			



(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。（三）において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
31 同規則第50条第1項の規定による工事の完成の請求					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの		○			
32 同規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの		○			
33 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。（三）において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
34 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。（三）において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
35 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの		○			
36 同規則第59条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払			○		
37 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払			○		
38 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認			○		
39 同規則第66条第3項の規定による請負代金の部分払			○		
40 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認			○		
41 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの		○			
42 同規則第69条第2項（同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払			○		

	43 同規則第72条第4項の規定による措置を採ることの決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合には、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○						
三 漁港法(昭和25年法律第137号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第27条第4項の規定による漁港管理会を設置した旨の農林水産大臣への届出 2 同法第28条第4項第3号の規定による漁港管理会の委員の推薦 3 同法第34条第2項の規定による漁港管理規程の制定又は変更についての農林水産大臣への届出		○					
四 漁港法施行令(昭和25年政令第239号)第21条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に基づく事務	1 同法第19条第5項後段の規定による土地又は水面への立入りの許可 2 同法第23条第1項の規定による工事の施行の順序等に関する必要な事項の指示 3 同法第24条第1項後段の規定による土地、水面への立入り等の許可 4 同法第24条の2の規定による漁港修築事業の事業完了の認定 5 同法第34条第2項の規定による漁港管理規程の制定又は変更の届出の受理 6 同法第34条第3項の規定による漁港管理規程についての助言又は勧告 7 同法第37条第1項の規定による漁港施設の形質等の変更等の許可 8 同法第37条第2項の規定による漁港施設の原状回復の命令 9 同法第38条の規定による漁港施設に係る利用方法及び料率の認可又はその変更の認可 10 同法第39条第1項の規定による工作物の建設等の許可 11 同法第39条第3項の規定による工作物の建設等の許可に係る条件の付加 12 同法第39条第4項の規定による工作物の建設等についての協議 13 同法第39条第5項の規定による工作物の建設等の許可の取消し等又は行為の中止等の命令 14 同法第39条第6項の規定による工作物の建設等の中止等の命令 15 同法第39条第8項の規定による危害を防止するための施設をすべきことの命令 16 同法第39条の3第4項の規定による採取又は占用の許可に係る事項の漁港管理者の長への通知 17 同法第41条第1項の規定による報告等の要求又は立入検査 18 同法第41条第2項の規定による事業の施行等に関する報告の要求又は事業場等の立入検査		○					
五 漁港法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第21条第2項の規定による事業完了の認定等の農林水産大臣への報告		○					
六 鳥取県漁港法施行細則(昭和48年4月鳥取県規則第32号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第2項の規定による土砂採取料等の減免		○					
七 海岸法に基づく知事の権限に属する事務(漁港課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第3条第4項の規定による海岸保全区域の指定に係る公示及びその旨の主務大臣への報告 2 同法第4条第1項の規定による海岸保全区域の指定についての港湾管理者等との協議 3 同法第5条第4項の規定による港湾管理者等の管理区域についての港湾管理者等との協議 4 同法第5条第6項の規定による海岸保全区域の指定に係る市町村長の意見の聴取 5 同法第5条第7項の規定による市町村長が管理する海岸保全区域の指定の公示及びその旨の主務大臣への報告 6 同法第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用の許可 7 同法第8条第1項の規定による海岸保全区域における土石の採取等の許可 8 同法第10条第2項の規定による国等の行う海岸保全区域の占有等の協議 9 同法第12条第1項の規定による法令等の違反の場合における許可の取消		○					

	し等						
	10 同法第12条第2項の規定による海岸保全施設に関する工事等のための許可の取消し等	○					
	11 同法第12条第4項の規定による損失の補償についての協議	○					
	12 同法第12条第6項の規定による補償の原因者に対する損失の補償金額の負担の命令	○					
	13 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議	○					
	14 同法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行についての他の工作物の管理者との協議		○				
	15 同法第16条第1項の規定による工事原因者に対する海岸保全施設に関する工事の施行の命令	○					
	16 同法第19条第3項の規定による海岸保全施設の新設等による損失の補償についての協議	○					
	17 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告等の要求又は立入検査		○				
	18 同法第21条第1項又は第2項の規定による海岸保全施設の改良、補修等の命令		○				
	19 同法第23条第2項の規定による基本計画作成についての関係海岸管理者との協議	○					
	20 同法第24条第1項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管		○				
	21 同法第27条第2項の規定による海岸保全施設の新設等の工事の施行についての主務大臣への承認の申請	○					
	22 同法第30条の規定による兼用工作物の管理の費用の負担についての他の工作物の管理者との協議	○					
	23 同法第31条第1項の規定による他の工事等により必要を生じた海岸保全施設に関する工事に要する費用の負担の決定	○					
	24 同法第32条第1項の規定による海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等に関する費用の負担の決定	○					
	25 同法第32条第3項の規定による工事原因者に対する他の工事に要する費用の負担の決定	○					
八 鳥取県海岸法施行細則に基づく知事の権限に属する事務（漁港課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同規則第5条第4項の規定による占用料等の減免	○					
	2 同規則第10条の規定による権利義務の譲渡等の許可	○					
九 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務（漁港課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同法第3条第1項（同法第13条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による公有水面の埋立ての免許の出願事項の縦覧及び市町村長の意見の聴取	○					
	2 同法第10条の規定による公有水面の利用施設の代替施設等の設置又は補償の命令	○					
	3 同法第11条の規定による埋立ての免許の日時の告示		○				
	4 同法第14条第1項の規定による測量等のための他人の土地の立入等の許可	○					
	5 同法第22条第1項の規定による工事のしゅん功認可	○					
	6 同法第23条ただし書の規定によるしゅん功認可前の埋立地の使用の許可		○				
	7 同法第30条の規定による権利取得者の義務の命令	○					
	8 同法第31条の規定による公有水面に存する工作物等の除却の命令	○					
	9 同法第32条第2項の規定による土地の収用等をする事業者に対する損害の補償の命令	○					
	10 同法第33条の規定による違反により生じた事実の更正等の命令	○					
	11 同法第35条第1項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復の義務の免除	○					
	12 同法第35条第2項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定による公有水面に存する土砂等の国への帰属の決定	○					
十 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）に基づく知事の権限に属する事務（漁港課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同令第8条ただし書の規定による公有水面の利用に関する施設の設置の許可	○					
	2 同令第11条第1項の規定による損害の防止の施設又は補償に関する協議が整わない場合の裁定	○					
	3 同令第12条第1項の規定による申請の要領等の告知又は告示		○				
	4 同令第15条第2項の規定による申請の要領等の告知		○				
	5 同令第24条の規定による埋立権の譲渡の許可等の告示		○				

		6 同令第27条第2項の規定による埋立地の帰属の指定		○				
		7 同令第32条の規定による埋立の免許についての認可の申請		○				
十一 鳥取県漁港管理 条例(昭和34年 4月鳥取県条例第 16号)に基づく知 事の権限に属する 事務		1 同条例第2条第2項の規定による乙種漁港施設の所有者等に対する当該施設の維持運営に関する資料の提出の請求又は必要な事項の勧告		○				
		2 同条例第3条第2項の規定による甲種漁港施設の滅失等の場合における指示		○				
		3 同条例第4条第1項の規定による指定区域内における工作物の新築等の承認		○				
		4 同条例第5条の規定による停けい泊をする船舟に対する移動の命令 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○			境港水産事務所長
		5 同条例第6条第1項の規定による停けい泊禁止区域の指定		○				
		6 同条例第6条第2項の規定による停けい泊禁止区域内の停けい泊の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○			境港水産事務所長
		7 同条例第7条の規定による危険物等を積載した船舟の停けい泊場所の指示又は危険物等の荷役の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○			境港水産事務所長
		8 同条例第8条の規定による漁港の区域内における漂流物等の除去命令 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○			境港水産事務所長
		9 同条例第10条第1項の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の指定		○				
		10 同条例第10条第2項又は第3項の規定により陸揚げ若しくは船積を行う場所等の指示又は指定区域内の甲種漁港施設利用の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○			境港水産事務所長
		11 同条例第12条第1項の規定による甲種漁港施設の占用又は当該施設に定着する工作物の新築等の許可		○				
		12 同条例第13条の規定による占用料の減免、分納又は占用料の返還についてその者の責めに帰することができない事由の認定		○				
		13 同条例第15条第1項の規定による許可若しくは承認の取消し又は許可に付した条件の変更等の処分		○				
土木部 共通	一 土木工事(鳥取 空港の維持管理、 鳥取空港の整備事 業並びに鳥取港及 び田後港に係る港 湾整備事業及び海 岸整備事業に係る 土木工事を除く。 以下一及び二にお いて同じ。)に係 る知事の権限に属 する事務	1 土木工事の執行の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下一及び二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの		○				
		2 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの		○				土木事務所長
		3 土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの ハ イ及びロ以外のもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が7,000万円以上となる場合に限る。) ハ イ及びロ以外のもの		○				土木事務所長



	4 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○		○	土木事務所長
	5 土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		○	○	○	土木事務所長
	6 土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○	○	土木事務所長
	7 土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○	○	土木事務所長
	8 他部局の所掌に係る土木工事の受託の決定		○			
	9 予定価格が100万円未満の工食用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕				○	土木事務所長
	10 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結				○	土木事務所長
	11 不動産登記法(明治32年法律第24号)に基づく不動産の登記				○	土木事務所長
	12 土木部の所管に係る土地及び水面並びに国有の土地及び水面の境界の確定				○	土木事務所長
二 土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合には、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの			○		土木事務所長
	2 同規則第9条第1項の規定による金銭保証人等を立てることの要求 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		○	○	○	土木事務所長
	3 同規則第9条第2項の規定による金銭保証人等の承認				○	土木事務所長
	4 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○	○	土木事務所長
	5 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○	○	土木事務所長
	6 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		○		○	土木事務所長
	7 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○		○	土木事務所長

8	同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○		○	土木事務所長
9	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○			
10	同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○			
11	同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求				○	土木事務所長
12	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下二において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○			
13	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令				○	土木事務所長
14	同規則第33条の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		○		○	土木事務所長
15	同規則第39条第3項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○	○	土木事務所長
16	同規則第40条第1項前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○	○	土木事務所長
17	同規則第40条第1項後段(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第39条第3項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの イ 請負代金の額の変更の協議 ロ 工期の変更の協議	○	○	○	○	土木事務所長
18	同規則第40条第2項(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○		
19	同規則第40条第3項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○	○	土木事務所長
20	同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	○	○			

(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○			
(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの						○	土木事務所長
21 同規則第42条第1項の規定による工期の延長				○			
22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
23 同規則第43条第2項の規定による工期を延長しないことの協議							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
24 同規則第43条第3項の規定による請負代金の額の変更の協議							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
25 同規則第44条の規定による請負代金の額の変更の決定							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○					
26 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
27 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認						○	土木事務所長
28 同規則第48条第3項の規定による請負代金の額の変更の決定							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
30 同規則第49条の規定による工事の内容の変更の決定							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
31 同規則第50条第1項の規定による工事の完成の請求							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○					
32 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
33 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
34 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
35 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求							

	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○			
	36 同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払					
	(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○	土木事務所長
	37 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払					
	(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○	土木事務所長
	38 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認					○ 土木事務所長
	39 同規則第66条第3項の規定による請負代金の部分払					
	(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○	土木事務所長
	40 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認					
	(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○	土木事務所長
	41 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除					
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○			
	42 同規則第69条第2項(同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払					
	(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○	土木事務所長
	43 同規則第72条第4項の規定による措置を採ることの決定					
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
	(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
	(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
管理課	一 土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく知事の権限に属する事務					
	1 同法第11条第1項及び第4項の規定による事業の準備のための土地の立入の許可及び通知			○		
	2 同法第14条第1項の規定による土地の試掘等の許可			○		
	3 同法第14条第1項及び第3項の規定による障害物の伐除の許可の申請			○		
	4 同法第15条の2第1項の規定による土地等の取得について合意が成立しない場合のあっ旋の申請		○			
	5 同法第16条の規定による事業の認定の申請		○			
	6 同法第17条第2項の規定による事業の認定		○			
	7 同法第19条(同法第32条第2項及び第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業認定申請書等の欠陥の補正及び却下		○			
	8 同法第21条第1項の規定による土地の管理者等からの意見の聴取			○		
	9 同法第21条第2項の規定による事業の認定に関する処分についての意見の提出		○			
	10 同法第22条の規定による専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取		○			
	11 同法第23条の規定による公聴会の開催		○			
	12 同法第24条第1項の規定による市町村長への事業認定申請書等の写しの送付			○		
	13 同法第24条第4項及び第5項(同法第34条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の権限の代行及び権限を代行する旨の通知			○		
	14 同法第25条第2項の規定による事業の認定に係る利害関係人の意見書の建設大臣への送付又は報告			○		
	15 同法第26条第2項の規定による事業の認定の報告及び事業の認定に関する書類の写しの送付			○		
	16 同法第27条第3項の規定による事業の認定に関する処分に係る建設大臣への意見の提出		○			
	17 同法第27条第6項の規定による事業の認定に係る公聴会の記録等の建設大臣への送付			○		
	18 同法第28条の規定による事業の認定の拒否		○			
	19 同法第28条の3の規定による土地の形質の変更の許可			○		
	20 同法第30条第1項(同法第30条の2において準用する場合を含む。)の規定による事業の廃止等により土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出及び周知の措置			○		
	21 同法第30条第2項(同法第30条の2において準用する場合を含む。)の規定による事業の廃止又は変更があった旨の告示及びその旨の建設大臣への報告			○		

	22 同法第32条第1項の規定による収用又は使用の手続の保留の申立書の提出	○			
	23 同法第34条の規定による収用又は使用の手続を保留した土地についての手続を開始する旨の申立て	○			
	24 同法第34条の3の規定による収用又は使用の手続が開始される旨及び図面の縦覧場所の告示	○			
	25 同法第34条の4の規定による図面の市町村長への送付		○		
	26 同法第35条第1項及び第2項の規定による事業の準備のため等の土地等の測量及び調査並びに当該土地等の占有者への通知		○		
	27 同法第36条第4項の規定による市町村長に対する立会及び署名押印の要求	○			
	28 同法第36条第5項の規定による立会人の指名	○			
	29 同法第42条第5項の規定による収用委員会に対する書類の送付の要求		○		
	30 同法第42条第6項の規定による収用委員会への公告の日の通知		○		
	31 同法第47条の3第1項の規定による収用委員会に対する明渡裁決の申立てに係る書類の提出	○			
	32 同法第50条第2項の規定による収用委員会に対する和解調書の作成の申請	○			
	33 同法第63条の規定による収用委員会の審理における意見書の提出等及び参考人等の審問の申立て	○			
	34 同法第79条の規定による物件の収用の請求	○			
	35 同法第82条第3項及び第6項の規定による替地の提供についての収用委員会の勧告の受諾の決定	○			
	36 同法第82条第5項の規定による替地の譲渡のあっ旋の申請	○			
	37 同法第84条第1項の規定による工事の代行による補償の要求	○			
	38 同法第85条第1項の規定による物件移転の代行による補償の要求	○			
	39 同法第89条第1項の規定による事業の認定後における土地の形質の変更等の承認		○		
	40 同法第95条第2項及び第4項(同法第97条第2項において準用する場合を含む。)並びに第5項の規定による補償金等の供託	○			
	41 同法第102条の2第1項の規定による土地等の引渡し等の請求	○			
	42 同法第105条の規定による土地の返還又は原状回復		○		
	43 同法第107条第1項の規定による不用となった土地等の買受権者への通知又は買受権者を確知することができない場合の公告		○		
	44 同法第116条第1項の規定による収用委員会への協議の確認の申請		○		
	45 同法第122条第1項の規定による非常災害の際の土地の使用	○			
	46 同法第123条第1項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用についての収用委員会への申立て	○			
二 土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の3の規定によるあっ旋に付さない旨の通知		○		
	2 同令第1条の4の規定によるあっ旋に付した旨等の通知		○		
	3 同令第1条の7の規定によるあっ旋の打ち切りの通知		○		
三 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による特定公共事業の認定に係る関係住民からの意見の聴取等	○			
	2 同法第4条第1項の規定による特定公共事業の建設大臣への認定の申請	○			
	3 同法第20条第1項の規定による収用委員会への緊急裁決の申立て	○			
	4 同法第29条の規定による仮住居の提供又は当該仮住居の条件に適合し、相当であることについての収用委員会への確認の申請	○			
四 公共用地の取得に関する特別措置法施行令(昭和36年政令第285号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の規定による生活再建計画に定められた事項の通知		○		
五 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定		○		
	2 同法第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知		○		
	3 同法第10条第2項の規定による土地開発公社の設立の認可	○			
	4 同法第14条第2項の規定による定款の変更の認可		○		
	5 同法第16条第3項の規定による土地開発公社の役員解任	○			
	6 同法第18条第2項の規定による予算等の承認		○		

	7 同法第19条第1項の規定による業務に関する命令		○				
	8 同法第19条第2項の規定による業務及び資産の状況に関する報告の要求及び事業所への立入検査			○			
	9 同法第19条第5項の規定による業務に関する命令その他必要な措置の要求		○				
	10 同法第22条第1項の規定による土地開発公社の解散の認可		○				
六 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第73条第1項の規定による他人の土地等を使用する権利の設定の協議等に係る認可			○			
	2 同法第78条第2項の規定による他人の土地等の一時使用の許可			○			
	3 同法第79条第2項において準用する同法第78条第2項の規定による他人の土地に立ち入る場合の許可			○			
	4 同法第81条第1項の規定による植物の伐採又は移植の許可			○			
七 国有財産使用及産物採取規則(大正15年1月鳥取県令第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第1条の規定による国有土地水面の使用の許可及び産物の採取の許可					○	土木事務所長
	2 同規則第4条第1項の規定による許可の目的若しくは方法の変更又は権利の譲渡の許可					○	土木事務所長
	3 同規則第7条の規定による許可その他の処分取消し、効力の制限等					○	土木事務所長
	4 同規則第8条の規定による工作物その他の物件の国有への帰属		○				
	5 同規則第10条ノ2第1項の規定による許可条件の変更の許可					○	土木事務所長
八 国有土地使用料等徴収規則(昭和23年8月鳥取県規則第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第1条第2項の規定による使用料等の減免						
	(一) 同規則第1条第2項第1号の規定に係るもの (二) (一)以外のもの		○			○	土木事務所長
九 建設省所管国有財産取扱規則(昭和30年建設省訓令第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第7条の規定による建設大臣への土地等の交換の承認の申請及び土地等の交換		○				
	2 同令第8条の規定による建設大臣への土地等の寄附の受納の承認の申請及び土地等の寄附の受納		○				
	3 同令第12条第1項の規定による建設大臣への国有財産の所管換えの申請及び国有財産の所管換え		○				
	4 同令第13条の規定による建設大臣への国有財産の所管換えの同意の承認の申請及び国有財産の所管換えの同意		○				
	5 同令第17条の規定による行政財産の用途の廃止及び建設大臣への用途の廃止の承認の申請		○				
	6 同令第18条の規定による普通財産の財務局長への引継ぎ			○			
	7 同令第20条第1項の規定による建設大臣への行政財産の使用の承認の申請及び行政財産の使用の承認		○				
	8 同令第24条の規定による建設大臣への普通財産の譲与の承認の申請及び普通財産の譲与		○				
十 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による建設業の許可		○				
	2 同法第3条第3項の規定による建設業の許可の更新			○			
	3 同法第19条の5の規定による発注者に対する勧告			○			
	4 同法第27条の23又は第27条の28の規定による経営に関する事項の審査又は再審査				○		
	5 同法第27条の34の規定による建設業者団体に対する報告の要求				○		
	6 同法第28条の規定による建設業者等に対する指示、営業の停止の命令又は措置を採るべきことの勧告		○				
	7 同法第29条又は第29条の2第1項の規定による建設業者の許可の取消し		○				
	8 同法第29条の3第3項の規定による建設工事の施工の差止めの命令		○				
	9 同法第29条の4の規定による建設業を営む者の役員等に対する新たな営業の開始の禁止の命令		○				
	10 同法第30条の規定による建設業を営む者に対する措置の命令		○				
	11 同法第31条第1項の規定による建設業を営む者の業務等についての報告の徴取又は営業所等への立入検査		○				
	12 同法第32条第1項の規定による参考人の意見の聴取		○				
	13 同法第41条第1項の規定による建設業を営む者等に対する指導、助言及び勧告		○				
	14 同法第41条第2項の規定による特定建設業者に対する貸金の立替払その他の措置を講ずべきことの勧告		○				
	15 同法第41条第3項の規定による特定建設業者に対する損害額の立替払その他の措置を講ずべきことの勧告		○				
	16 同法第42条第1項の規定による公正取引委員会に対する措置の要求		○				

十一 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第12条の規定による職員の指定				○		
十二 測量法(昭和24年法律第188号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第14条第3項(同法第39条において準用する場合を含む。)の規定による基本測量の実施及び終了の通知を受けた旨の公示				○		
	2 同法第21条第2項(同法第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による永久標識等の設置の通知を受けた旨の市町村長に対する通知				○		
	3 同法第24条の規定による移転の請求の受理及び当該請求に係る書面の国土地理院の長への送付				○		
十三 測量法施行令(昭和24年政令第322号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第28条第2項の規定による測量業者登録簿閲覧の場所等の告示				○		
十四 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第23条第1項の規定による浄化槽工事業者の登録				○		
	2 同法第27条第1項の規定による浄化槽工事業者の登録の抹消				○		
	3 同法第28条第2項の規定による浄化槽工事の施工の差止めの命令				○		
	4 同法第32条第1項及び第2項の規定による浄化槽工事業者に対する指示並びにその登録の取消し及び事業の停止の命令				○		
	5 同法第53条第1項及び第2項の規定による浄化槽工事業者からの報告の徴収及びその事務所等への立入検査				○		
十五 建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の規定による申請人が申請に係る機械等について所有権を有するかどうか等の調査及び調査の協力の要求				○		
	2 同令第6条の規定による申請人に対する建設機械に係る資料の呈示の要求				○		
	3 同令第7条の規定による打刻又は検認の拒否				○		
	4 同令第8条の規定による建設機械の打刻及び打刻された記号の検認				○		
	5 同令第9条第1項の規定による建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認書の交付				○		
	6 同令第10条の規定による建設大臣に対する申請書の副本の送付等				○		
十六 その他の事務	1 土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 鳥取港及び田後港に係る港湾整備事業及び海岸整備事業に係る工事(請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に限る。)に係るもの (二) 鳥取空港の整備事業に係る工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外の工事(鳥取空港の維持管理に係る工事を除く。)に係るもの (1) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○		○ 土木事務所長
	2 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行(建築課の項の一の9及び住宅課の項の一の9の規定により鳥取土木事務所長、倉吉土木事務所長及び米子土木事務所長に委任された事務を除く。)				○		
	3 土木工事の設計単価及び歩掛の決定				○		
道路課 一 道路法(昭和27年法律第180号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条(同法第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定による路線の認定の公示				○		
	2 同法第11条第3項の規定による他の道路の路線と重複する路線の指定等の通知				○		
	3 同法第13条第4項の規定による国道の修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画についての関係県知事との協議				○		
	4 同法第18条第1項の規定による道路の区域の決定及び変更(道路の拡幅に係るものに限る。)				○		
	5 同法第18条の規定による道路の区域の決定並びに供用の開始及び廃止の公示並びに関係図面の縦覧				○		
	6 同法第19条第1項の規定による道路の管理の方法についての関係道路管理者との協議				○		
	7 同法第19条第5項の規定による境界地の道路の管理についての協議の内容の公示				○		
	8 同法第20条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての他の工作物の管理者との協議				○		
	9 同法第20条第6項の規定による兼用工作物の管理についての協議の内容の公示				○		
	10 同法第21条の規定による他の工作物の管理者に対する道路に関する工事				○		

の施行等の命令					
11 同法第22条第1項の規定による工事原因者に対する道路に関する工事の 施行の命令		○			
12 同法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の 設計及び実施計画の承認					
(一) 次に掲げるものに係るもの					○ 土木事務所長
(1) 道路の法面の埋立て					
(2) 道路の測溝にする床板の架設					
(3) 自動車の出入り又は物件の運搬のための歩道の切下げ又はガードレ ール若しくは歩車道境界ブロックの撤去(緑石の切込みを含む。)					
(4) 道路の接続(県道に係るものに限る。)					
(二) (一)以外のものに係るもの			○		
13 同法第31条第1項の規定による道路と鉄道との交差の方式等についての 日本鉄道建設公団等との協議		○			
14 同法第32条第1項及び第3項の規定による道路の占用の許可及びその内 容の変更の許可					○ 土木事務所長
15 同法第32条第5項の規定による道路の占用の許可についての警察署長と の協議					○ 土木事務所長
16 同法第34条の規定による道路の占用の許可についての条件の付加及び他 の道路占用者等からの意見の聴取					○ 土木事務所長
17 同法第35条の規定による郵便その他国等の行う事業等のための道路の占 用についての協議					○ 土木事務所長
18 同法第37条第1項及び第3項の規定による道路の占用を禁止し、又は制 限する区域の指定及びその旨の公示			○		
19 同法第37条第2項の規定による道路の占用を禁止し、若しくは制限する 区域の指定又は指定の解除をしようとする場合における警察署長との協議			○		
20 同法第38条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道 路占用者に対する通知					○ 土木事務所長
21 同法第40条第2項の規定による原状の回復等の指示					○ 土木事務所長
22 同法第43条の2の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令					○ 土木事務所長
23 同法第44条第1項の規定による沿道区域の指定		○			
24 同法第44条第2項の規定による沿道区域の公示			○		
25 同法第44条第4項の規定による損害等を防止するための施設の設置等の 命令		○			
26 同法第44条の2第1項の規定による違法放置物件の除去					○ 土木事務所長
27 同法第44条の2第2項の規定による違法放置物件の保管					○ 土木事務所長
28 同法第44条の2第3項の規定による違法放置物件の返還のための公示					○ 土木事務所長
29 同法第44条の2第4項の規定による違法放置物件の売却及び売却代金の 保管					○ 土木事務所長
30 同法第44条の2第5項の規定による違法放置物件の廃棄					○ 土木事務所長
31 同法第46条第1項又は第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限					○ 土木事務所長
32 同法第47条第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限					○ 土木事務所長
33 同法第47条の2第1項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可					○ 土木事務所長
34 同法第47条の3第1項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令					○ 土木事務所長
35 同法第47条の3第2項の規定による自動車運送事業者等に対する道路に 関する措置の命令		○			
36 同法第47条の4の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合にお ける道路標識の設置					○ 土木事務所長
37 同法第47条の6第1項の規定による道路一体建物に関する協定の締結			○		
38 同法第47条の6第2項の規定による道路一体建物に関する協定を締結し た旨の公示			○		
39 同法第47条の9第1項の規定による道路保全立体区域の指定		○			
40 同法第47条の9第3項の規定による道路保全立体区域の指定等をする旨 の公示			○		
41 同法第48条第2項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令		○			
42 同法第48条第4項の規定による必要な措置をすることの命令			○		
43 同法第48条の2第1項及び第2項の規定による自動車専用道路の指定		○			
44 同法第48条の2第4項の規定による自動車専用道路の指定等をする旨の 公示			○		
45 同法第48条の4第1項の規定による道路等と自動車専用道路との連結等 の協議及び許可			○		
46 同法第48条の5第2項の規定による道路標識の設置					○ 土木事務所長
47 同法第48条の6の規定による必要な措置をすることの命令					○ 土木事務所長



	48 同法第48条の7第1項から第3項までの規定による自転車専用道路等の指定	○				
	49 同法第48条の7第4項の規定による市町村長との協議		○			
	50 同法第48条の7第5項の規定による自転車専用道路等の指定等をする旨の公示		○			
	51 同法第48条の9第4項の規定による自転車専用道路等の通行の制限をした場合における道路標識の設置				○	土木事務所長
	52 同法第48条の10の規定による自転車専用道路等の通行違反者に対する措置の命令				○	土木事務所長
	53 同法第52条第2項の規定による市町村の分担金の金額についての市町村の意見の聴取	○				
	54 同法第54条第1項の規定による境界地の道路の管理の費用の分担についての協議	○				
	55 同法第55条第1項の規定による兼用工作物の管理の費用の分担についての協議	○				
	56 同法第58条の規定による他の工事等により生じた道路に関する工事の費用の負担の決定	○				
	57 同法第59条の規定による附帯工事に要する費用の負担の決定	○				
	58 同法第60条ただし書の規定による他の工作物の管理者が行う道路に関する工事に要する費用の負担の決定	○				
	59 同法第66条第1項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等の権限の命令及び委任				○	土木事務所長
	60 同法第66条第2項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知				○	土木事務所長
	61 同法第66条第5項の規定による身分を示す証票の交付				○	土木事務所長
	62 同法第66条第6項の規定による土地の占有者等への他人の土地の一時使用の通知及び意見の聴取				○	土木事務所長
	63 同法第67条の2第1項の規定による車両の移動				○	土木事務所長
	64 同法第67条の2第2項の規定による警察署長の意見の聴取				○	土木事務所長
	65 同法第67条の2第3項の規定による車両の保管				○	土木事務所長
	66 同法第67条の2第4項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示				○	土木事務所長
	67 同法第67条の2第5項の規定による車両の移動				○	土木事務所長
	68 同法第68条の規定による非常災害時における土地の一時使用等				○	土木事務所長
	69 同法第69条第1項の規定による土地の立入り等による損失の補償	○				
	70 同法第69条第2項の規定による土地の立入り等による損失の補償の協議		○			
	71 同法第69条第3項の規定による自己の見積もった損失補償金額の支払	○				
	72 同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一) 12の(一)又は14により承認し、又は許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの		○		○	土木事務所長
	73 同法第71条第3項の規定による必要な措置を行う旨の公告			○		
	74 同法第72条第1項の規定による監督処分に伴う損失の補償	○				
	75 同法第72条第3項の規定による監督処分に伴う損失補償金額を原因者に負担させることの決定		○			
	76 同法第75条第2項の規定による監督処分に伴う損失の補償	○				
	77 同法第91条第1項の規定による道路予定区域の土地の形質の変更等の許可			○		
	78 同法第91条第3項の規定による道路予定区域の制限による損失の補償	○				
	79 同法第92条第4項の規定による不用物件の交換		○			
	80 同法第95条の2第1項及び第2項の規定による公安委員会の意見の聴取及び公安委員会との協議			○		
二 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条第1項の規定による自動車の交通量が極めて少ないと認める道路の指定	○				
	2 同令第5条第3項の規定による歩行者の多い道路等の指定		○			
	3 同令第6条第1項の規定による自動車の交通量が極めて少ないと認める道路等の指定		○			
	4 同令第7条第1項及び第2項の規定による車両の総重量等の限度の決定			○		
	5 同令第10条の規定による車両の通行方法の決定			○		
	6 同令第11条第1項の規定による他の道路の指定			○		
	7 同令第11条第2項の規定による公安委員会の意見の聴取			○		
	8 同令第12条の規定による特殊車両の通行の認定				○	土木事務所長

<p>三 車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同令第2条の規定による道路の指定等の公示</p>		○							
<p>四 鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年10月鳥取県条例第48号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同条例第3条の規定による占用料の減免</p>					○				土木事務所長
<p>五 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第3条第1項の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定</p>	○								
<p>2 同法第3条第4項の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定等をした旨の公示</p>		○								
<p>3 同法第4条第1項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の受理</p>						○				土木事務所長
<p>4 同法第4条第2項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の勧告</p>						○				土木事務所長
<p>5 同法第4条第3項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による国の電線共同溝の占用に係る協議</p>						○				土木事務所長
<p>6 同法第4条第4項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の却下</p>						○				土木事務所長
<p>7 同法第5条第2項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝整備計画の策定</p>		○								
<p>8 同法第6条第2項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理</p>						○				土木事務所長
<p>9 同法第7条第1項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用予定者の建設負担金の徴収</p>			○							
<p>10 同法第8条第2項の規定による電線共同溝の増設の公示</p>			○							
<p>11 同法第10条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可</p>						○				土木事務所長
<p>12 同法第11条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可</p>						○				土木事務所長
<p>13 同法第12条第1項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可</p>						○				土木事務所長
<p>14 同法第13条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者等の占用負担金の徴収</p>		○								
<p>15 同法第14条第2項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理</p>						○				土木事務所長
<p>16 同法第15条第1項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認</p>						○				土木事務所長
<p>17 同法第16条第2項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令</p>						○				土木事務所長
<p>18 同法第17条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令</p>						○				土木事務所長
<p>19 同法第18条の規定による電線共同溝管理規程の策定</p>			○							
<p>20 同法第19条の規定による管理負担金の徴収</p>			○							
<p>21 同法第20条の規定による原状回復についての必要な指示</p>						○				土木事務所長
<p>22 同法第26条の規定による許可又は承認の取消し等</p>						○				土木事務所長
<p>六 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第78条第2項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付</p>					○				土木事務所長
<p>2 同法第79条の規定による道路の使用の許可についての所轄警察署長との協議</p>						○				土木事務所長
<p>3 同法第110条の2第3項の規定による公安委員会が行う交通の規制についての意見の申出</p>						○				土木事務所長
<p>都市計画課</p>	<p>一 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第5条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定についての認可の申請</p>	○							
<p>2 同法第6条の規定による都市計画に関する基礎調査の実施並びに基礎調査の結果の報告及び通知</p>			○							
<p>3 同法第16条の規定による公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置の実施</p>			○							
<p>4 同法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画を決定しようとする旨の公告及び当該都市計画の案の縦覧のうち同法第15条第1項第2号から第5号までに掲げる都市計画に係るもの</p>			○							
<p>5 同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定のうち同法第15条第1項第2号から第5号ま</p>			○							

でに掲げる都市計画に係るもの						
6 同法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画の決定についての認可の申請		○				
7 同法第19条(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の都市計画の決定についての承認			○			
8 同法第20条(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画を決定した旨の告示、図書の写しの送付及び図書の縦覧			○			
9 同法第23条第1項又は第6項の規定による市街化区域に関する都市計画又は都市施設に関する都市計画若しくは都市施設に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の決定についての協議		○				
10 同法第24条第5項の規定による都市計画の決定又は変更のため必要な措置を採るべきことの要求		○				
11 同法第24条第6項の規定による国土計画等の策定又は変更の申出		○				
12 同法第25条第1項の規定による調査のための立入り			○			
13 同法第26条第1項の規定による障害物の伐除の許可の申請又は土地の試掘等の許可			○			
14 同法第28条第2項の規定による土地の立入り等に伴う損失の補償についての協議		○				
15 同法第28条第3項(同法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定による裁決の申請		○				
16 同法第29条の規定による開発行為の許可のうちに掲げるもの (一) その規模が10ヘクタール以上のものに係るもの (二) その規模が1ヘクタール以上10ヘクタール未満のものに係るもの (三) その規模が1ヘクタール未満のものに係るもの (1) 市街化区域内において行うものに係るもの (2) 市街化調整区域内において行うものに係るもの イ 同法第34条第9号に該当する開発行為でその規模が5,000平方メートル未満のもの ロ 同法第34条第10号ロに該当する開発行為でその規模が1ヘクタール未満のもの ハ イ及びロ以外のもの	○		○		○	土木事務所長
17 同法第32条の規定による開発行為の同意(国有土地に係るものに限る。)					○	土木事務所長
18 同法第36条第2項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発行為に関する工事の完了の検査					○	土木事務所長
19 同法第36条第3項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発行為に関する工事が完了した旨の公告				○		
20 同法第37条第1号(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築又は特定工作物の建設についての承認					○	土木事務所長
21 同法第41条第2項ただし書(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築の許可		○				
22 同法第42条第1項ただし書(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発許可を受けた土地における建築等の許可		○				
23 同法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 (一) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号イに該当するものに係るもの (二) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ロに該当するものに係るもの (三) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ハに該当するものに係るもの				○		○ 土木事務所長
24 同法第43条第1項第6号ロの規定による市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際に宅地であった土地である旨の確認					○	土木事務所長
25 同法第45条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認 (一) 16の(二)の(1)若しくは(2)のイ又は55の(二)に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○ 土木事務所長
26 同法第52条の2第1項(同法第57条の3において準用する場合を含む。)の規定による市街地開発事業等予定区域の区域内における建築物の建築等の許可					○	土木事務所長
27 同法第52条の3第1項(同法第57条の4において準用する場合を含む。)の規定による建設省令で定める事項の公告及び市街地開発事業等予定区域の区域内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置の実施				○		

28 同法第52条の3第3項(同法第57条の4において準用する場合を含む。)の規定による土地建物等を買収する旨の通知	○				
29 同法第52条の4第2項(同法第57条の5において準用する場合を含む。)の規定による買収するべき土地の価格の協議	○				
30 同法第53条第1項の規定による都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の許可 (一) 同法第55条第1項に規定する事業予定地における建築物に係るもの (二) (一)以外のもの	○			○	土木事務所長
31 同法第55条第1項の規定による都市計画施設の区域内の土地で建築物の建築の許可をしないことができるものの指定	○				
32 同法第55条第3項の規定による土地の買取りの申出及び同法第57条第2項本文の規定による届出の相手方の決定	○				
33 同法第55条第4項の規定による土地の指定等をする旨の公告	○				
34 同法第56条第1項の規定による土地の買取り	○				
35 同法第57条第1項の規定による建設省令で定める事項の公告及び事業予定地内の土地の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置の実施		○			
36 同法第57条第3項の規定による土地を買収する旨の通知	○				
37 同法第59条第1項の規定による市町村が施行する都市計画事業の認可(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)		○			
38 同法第59条第2項の規定による県が施行する都市計画事業の認可の申請(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)	○				
39 同法第59条第4項の規定による国の機関、都道府県及び市町村以外の者が施行する都市計画事業の認可(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)	○				
40 同法第59条第5項の規定による都市計画事業の認可についての関係地方公共団体の長の意見の聴取(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)		○			
41 同法第59条第6項(同法第63条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画事業の認可についての用排水施設等を管理する者等の意見の聴取(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)		○			
42 同法第60条の2第2項の規定による施行予定者から都市計画施設の整備に関する事業等について都市計画事業の認可の申請がされなかった旨の公告(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)		○			
43 同法第62条第1項(同法第63条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画事業の認可の告示及び図書の写しの送付(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)	○				
44 同法第63条第1項の規定による県が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可の申請並びに国の機関及び県以外の者が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)	○				
45 同法第64条第1項の規定による同法第59条第5項の認可に基づく地位の承継の承認(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)	○				
46 同法第65条第1項の規定による都市計画事業地内における事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)				○	土木事務所長
47 同法第65条第2項の規定による施行者の意見の聴取(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)				○	土木事務所長
48 同法第66条の規定による建設省令で定める事項の公告(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)		○			
49 同法第66条の規定による事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近地の住民に対する説明等の措置の実施(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)				○	土木事務所長
50 同法第67条第2項の規定による土地建物等を買収する旨の通知(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)	○				
51 同法第68条第2項の規定による買収するべき土地の価額の協議(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)	○				
52 同法第80条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は必要な勧告若しくは助言(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)	○				
53 同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分(下水道課の所掌事務に係るものを除く。) (一) 同法第26条第1項の規定に係るもの (二) 16の(二)の(1)若しくは(2)のイ、20、23の(二)、25の(一)、26、30の(二)、46又は55の(二)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの		○		○	土木事務所長



		反した場合におけるその事業等の検査若しくは組合員の請求に係る事業等の検査又は組合の設立の認可の取消し							
		33 同法第125条第6項の規定による組合員の申出による理事又は監事の解任についての組合員の投票の実施	○						
三 都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第2項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可	○						
	2	同法第5条の2第1項の規定による兼用工作物の管理の方法の協議	○						
	3	同法第5条の2第2項の規定による兼用工作物の管理の方法の協議の内容の公示	○						
	4	同法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可及びその内容の変更の許可					○	土木事務所長	
	5	同法第9条の規定による都市公園の占用に係る協議					○	土木事務所長	
	6	同法第10条第2項の規定による原状の回復等の措置についての指示 (一) 4の許可に係るもの (二) (一)以外のもの				○		土木事務所長	
	7	同法第11条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一) 4の許可に係るもの (二) (一)以外のもの				○		土木事務所長	
	8	同法第11条第3項の規定による措置の命令に係る相手方を確知できない場合の公告			○				
	9	同法第12条第2項の規定による損失の補償の協議	○						
	10	同法第12条の6の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担の協議	○						
四 鳥取県都市公園条例(昭和54年10月鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第1項及び第2項の規定による都市公園における行為の許可及びその内容の変更の許可					○	土木事務所長	
	2	同条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限			○				
	3	同条例第8条第3項の規定による使用料の減免 (一) 三の4及び四の1の許可に係るもの (二) (一)以外のもの				○		土木事務所長	
	4	同条例第8条第4項ただし書の規定による使用料の返還 (一) 三の4及び四の1の許可に係るもの (二) (一)以外のもの				○		土木事務所長	
	5	同条例第9条第1項及び第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令					○	土木事務所長	
	6	同条例第10条の規定による工事の完了等の届出の受理のうち三の4の許可又は三の7の(一)若しくは四の5の措置の命令に係る届出の受理					○	土木事務所長	
五 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年7月鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第1項の規定による広告物の表示等の許可					○	土木事務所長	
	2	同条例第4条第1項の規定による広告物の表示場所等の表示の方法の変更の許可					○	土木事務所長	
	3	同条例第8条の規定による広告物等の除却、改修、移転その他の措置の命令					○	土木事務所長	
	4	同条例第9条の規定による広告物を掲出する物件の設置者等が確認できない場合の除却の実施					○	土木事務所長	
下水道課	一 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第2条の2第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の決定に係る関係市町村の意見の聴取			○			
		2	同法第25条の3第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による流域下水道の事業計画の認可の申請			○			
		3	同法第25条の3第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による流域下水道の事業計画の決定に係る関係市町村の意見の聴取			○			
		4	同法第25条の6の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する供用又は処理の開始の通知			○			
		5	同法第25条の7の規定による流域下水道施設に係る使用の一時制限又は流域関連公共下水道の管理者に対するその旨の通知					○	倉吉土木事務所長
		6	同法第25条の8の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等					○	倉吉土木事務所長
		7	同法第25条の9の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議				○		
		8	同法第25条の10において準用する同法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行等についての他の工作物の管理者との協議				○		
		9	同法第25条の10において準用する同法第16条の規定による流域下水道の				○		

	施設に関する工事等の承認							
	10 同法第25条の10において準用する同法第17条の規定による兼用工作物の管理費用の負担についての協議		○					
	11 同法第25条の10において準用する同法第18条の規定による流域下水道の施設の損傷行為により必要を生じた工事の費用の負担の決定		○					
	12 同法第25条の10において準用する同法第21条の規定による流域下水道からの放流水の水質検査等					○		倉吉土木事務所長
	13 同法第25条の10において準用する同法第23条の規定による流域下水道台帳の作成					○		倉吉土木事務所長
	14 同法第31条の2第2項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村の意見の聴取		○					
	15 同法第32条第1項の規定による他人の土地への立入り等					○		倉吉土木事務所長
	16 同法第32条第9項(同法第38条第6項において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入り等による損失の補償の協議		○					
	17 同法第38条第1項及び第2項の規定による承認の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令		○					
二	下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第25条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法に基づく事務	1 同法第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画の認可及び変更の認可		○				
		2 同法第37条第1項の規定による公共下水道管理者に対する工事の中止、変更その他の必要な措置の命令		○				
		3 同法第37条第2項の規定による公共下水道管理者等に対する公共下水道等の改善の命令		○				
		4 同法第37条の2第1項の規定による終末処理場の維持管理に関する勧告(建設大臣の権限に属するものに限る。)		○				
		5 同法第39条第1項の規定による公共下水道管理者等からの報告の徴収		○				
三	過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第14条の2の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法に基づく事務	1 同法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行についての他の工作物の管理者との協議及び当該工事の施行命令		○				
		2 同法第16条の規定による公共下水道の施設に関する工事の承認			○			
		3 同法第17条の規定による兼用工作物の管理費用の負担についての協議		○				
		4 同法第24条第1項の規定による許可及びその変更の許可			○			
		5 同法第24条第3項の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議			○			
		6 同法第32条第1項の規定による他人の土地への立入り等				○		土木事務所長
		7 同法第32条第9項(同法第38条第6項において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入り等による損失の補償の協議		○				
		8 同法第33条の規定による許可又は承認に付する条件の決定			○			
		9 同法第38条第1項又は第2項の規定による承認等の取消し及び条件の変更並びに工事の中止等の命令		○				
		10 同法第41条の規定による公共下水道管理者等との協議			○			
四	過疎地域活性化特別措置法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第14条の2第8項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村の意見の聴取		○				
五	都市計画法に基づく知事の権限に属する事務(下水道課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第59条第1項の規定による市町村が施行する都市計画事業の認可			○			
		2 同法第59条第2項の規定による県が施行する都市計画事業の認可の申請		○				
		3 同法第59条第4項の規定による国の機関、都道府県及び市町村以外の者が施行する都市計画事業の認可		○				
		4 同法第59条第5項の規定による都市計画事業の認可についての関係地方公共団体の長の意見の聴取			○			
		5 同法第59条第6項(同法第63条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画事業の認可についての用排水施設等を管理する者等の意見の聴取			○			
		6 同法第60条の2第2項の規定による施行予定者から都市計画の整備に関する事業等について都市計画事業の認可の申請がされなかった旨の公告				○		
		7 同法第62条第1項(同法第63条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画事業の認可の告示及び図書の写しの送付		○				
		8 同法第63条第1項の規定による県が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可の申請並びに国の機関及び県以外の者が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可		○				
		9 同法第64条第1項の規定による同法第59条第5項の認可に基づく地位の承継の承認		○				
		10 同法第66条の規定による建設省令で定める事項の公告			○			
		11 同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分			○			

		ち同法第26条第1項の規定による許可に係るもの						
		12 同法第82条第1項の規定による立入検査のうち11により監督処分を行うための立入検査				○		
河川課	一 河川法(昭和39年法律第167号)に基づく知事の権限に属する事務(砂防利水課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同法第5条第4項の規定による二級河川の指定に係る関係市町村長の意見の聴取				○		
		2 同法第6条第1項第3号の規定による堤外の土地の区域の指定				○		
		3 同法第6条第4項の規定による港湾区域又は漁港区域内に堤外の土地の区域を指定し、又はその変更をする場合の港湾管理者等との協議				○		
		4 同法第12条第1項の規定による河川の台帳の調製及び保管					○	土木事務所長
		5 同法第14条第2項の規定による操作規則の制定又は変更についての建設大臣への意見の提出及び関係市町村からの意見の聴取				○		
		6 同法第15条の規定による操作規則の制定又は変更等についての他の河川管理者との協議				○		
		7 同法第16条の2第1項の規定による河川工事又は河川の維持についての市町村長との協議				○		
		8 同法第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての他の工作物の管理者との協議				○		
		9 同法第17条第2項の規定による兼用工作物の工事等を他の工作物の管理者が行う旨の公示					○	
		10 同法第18条の規定による工事原因者に対する工事の施行の命令				○		
		11 同法第20条の規定による河川管理者以外の者の施行する工事及び河川の維持の承認 (一) 工事費が5,000万円以上の工事に係るもの (二) (一)以外のもの					○	土木事務所長
		12 同法第22条第2項の規定による洪水時等における緊急措置への業務従事命令						○ 土木事務所長
		13 同法第22条第4項の規定による洪水時等における緊急措置による損失の補償の協議				○		
		14 同法第23条の規定による流水の占用の許可 (一) 取水量が1秒につき最大0.1立方メートル未満で一時的な占用に係るもの (二) (一)以外のもの						○ 土木事務所長
		15 同法第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可 (一) 次に掲げるものに係るもの (1) 仮設の工事用施設 (2) 採草地、放牧地その他これらに類するもの (3) 河川区域内の土地において採取する土石等の搬出路 (4) 河川付近地の土地から堤防等へ通ずる通路で工作物の設置を伴わないもの(通路幅3メートルを超えるものを除く。) (5) 排水管(管の内径が15センチメートルを超えるものうち堤内地盤高が計画高水位より高い区間(以下一において「堀込河道区間」という。)外に設置するもの又は縦断占用に係るものを除く。) (6) 水管、下水道管、ガス管その他の管類(橋りょうに添架されるもの又は堀込河道区間内において橋りょう形式で橋脚を設けずに設置されるものに限る。) (7) 上空の占用に係るもの (8) 法令に基づき設置するもの (9) 橋りょう(堀込河道区間内において橋脚を設けずに設置されるものに限る。) (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用(流水の占用を伴うものを除く。)に係るもの (二) (一)以外のもの					○	土木事務所長
		16 同法第25条の規定による土石等の採取の許可						○ 土木事務所長
		17 同法第26条の規定による河川区域内の土地における工作物の新築、改築等の許可 (一) 15の(一)の(1)から(3)まで、(5)、(6)及び(8)から(10)までに掲げるものに係るもの (二) (一)以外のもの						○ 土木事務所長
		18 同法第27条第1項の規定による土地の掘削等の許可又は竹木の栽植若しくは伐採の許可						○ 土木事務所長
		19 同法第27条第2項の規定による土地の掘削等の許可等をしない区域の決定				○		
20 同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査								



	(一) 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第17条第2号及び第3号に掲げる工作物(以下21及び22において「工作物」という。)の新築又は改築の工事に係るもの				○	土木事務所長
	(二) (一)以外のもの	○				
	21 同法第30条第2項の規定による工作物の一部の使用の承認					
	(一) 工作物の一部の使用に係るもの				○	土木事務所長
	(二) (一)以外のもの	○				
	22 同法第31条第2項の規定による工作物の除却等の命令					
	(一) 17の(一)により許可したものに係るもの				○	土木事務所長
	(二) (一)以外のもの			○		
	23 同法第32条第1項の規定による流水占用料等の徴収				○	土木事務所長
	24 同法第34条第1項の規定による流水の占用の許可等の権利の譲渡の承認					
	(一) 流水の占用の許可に係るもの	○				
	(二) (一)以外のもの				○	土木事務所長
	25 同法第36条第1項及び第3項の規定による水利使用に関する許可等についての建設大臣に対する意見の提出	○				
	26 同法第36条第2項の規定による二級河川に係る水利使用に関する許可についての関係市町村長の意見の聴取			○		
	27 同法第37条の規定による工作物に関する工事の受託	○				
	28 同法第38条の規定による水利使用の目的等の関係河川使用者への通知			○		
	29 同法第42条第2項の規定による損失補償の裁定	○				
	30 同法第42条第4項の規定による損失補償の裁定に係る収用委員会の意見の聴取	○				
	31 同法第43条第1項ただし書の規定による関係河川使用者の受ける損失を確定することができない旨の決定	○				
	32 同法第44条第1項の規定による河川の従前の機能を維持するための指示	○				
	33 同法第47条第1項の規定によるダムの操作規程の承認	○				
	34 同法第47条第2項の規定によるダムの操作規程についての関係県知事の意見の聴取	○				
	35 同法第47条第4項の規定によるダムの操作規程の変更の命令	○				
	36 同法第52条の規定によるダムを設置する者に対する洪水調節の指示	○				
	37 同法第53条第3項の規定による渇水時における水利使用の調整についての協議が成立しない場合のあっせん又は調停	○				
	38 同法第55条第1項の規定による河川保全区域における土地の掘削等の許可			○		
	39 同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定	○				
	40 同法第57条第1項の規定による河川予定地域内における土地の掘削等の許可			○		
	41 同法第66条の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担の協議	○				
	42 同法第67条の規定による工事原因者の河川工事に要する費用の負担の決定	○				
	43 同法第68条の規定による河川工事により生じた他の工事に要する費用の負担の決定	○				
	44 同法第74条第5項の規定による延滞金の徴収				○	土木事務所長
	45 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等					
	(一) 11の(二)、13、14の(一)、15の(一)、16又は17の(一)により承認又は許可したものに係るもの				○	土木事務所長
	(二) (一)以外のもの	○				
	46 同法第76条第3項の規定による補償金額の決定	○				
	47 同法第78条第1項の規定による許可を受けた者等からの報告の徴収又は許可に係る工事その他の行為に係る場所等への立入検査				○	土木事務所長
	48 同法第89条第1項の規定による河川の調査等のための土地の立入り又は土地の一時使用				○	土木事務所長
	49 同法第89条第2項の規定による土地の立入りについての土地の占有者に対する通知				○	土木事務所長
	50 同法第89条第6項の規定による土地の一時使用についての土地の占有者等からの意見の聴取				○	土木事務所長
	51 同法第92条の規定による廢川敷地等の交換	○				
	52 同法第99条の規定による河川管理施設の維持等の関係地方公共団体への委託	○				
二 河川法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第15条の4第1項第4号の規定による治水上又は利水上影響の少ない行為の指定			○		
	2 同令第16条の5第1項の規定による汚水の排出量の指定	○				

	3 同令第16条の6の規定による緊急時の措置		○			
	4 同令第16条の8第1項の規定による土等の付着した物件の洗浄等の行為の許可		○			
	5 同令第16条の11の規定による国が行う事業に係る竹林の流送等についての協議		○			
	6 同令第49条の規定による廃川敷地等の公示			○		
	7 同令第52条の規定による建設大臣への廃川敷地等の譲与申請			○		
三 河川法施行細則(昭和40年8月鳥取県規則第40号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による流水占用料等の減免 (一) 一の14の(一)、15の(一)又は16により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの		○		○	土木事務所長
	2 同規則第6条の規定による工事等の完了の検査				○	土木事務所長
四 河川管理事務処理規程(昭和40年建設省訓令第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による指定区間内の一級河川に係る水利使用に関する処分についての建設大臣への報告			○		
	2 同令第6条の規定による建設大臣が行う河川の管理に影響を及ぼす処分等についての地方建設局長との協議 (一) ダム、水門、閘門、橋その他の工作物の河川法第26条の許可及び同法第75条の規定による処分に係るもの (二) (一)以外のもの		○		○	
	3 同令第7条の規定による河川台帳の記載事項に関係する管理に係る事項についての地方建設局長への報告			○		
五 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則(昭和40年建設省令第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による附帯工事の施行についての通知				○	土木事務所長
	2 同令第4条第1項の規定による附帯工事計画の決定		○			
	3 同令第4条第1項の規定による附帯工事計画の通知				○	土木事務所長
	4 同令第5条第3項の規定による附帯工事に係る県の負担金の額の決定 (一) 次に掲げる工作物の管理者の申請に係るもの (1) 電線、ケーブルその他これらに類するもの (2) 水管、下水道管、ガス管その他の管類 (二) (一)以外のもの				○	土木事務所長
	5 同令第6条の規定による附帯工事の施行又は負担金の使用についての指示、検査及び報告の要求 (一) 4により負担金の額を決定したものに係るもの (二) (一)以外のもの			○		土木事務所長
	6 同令第8条の規定による附帯工事に係る工作物の引継ぎ				○	土木事務所長
	7 同令第9条第2項の規定による附帯工事の調査及び負担金の額の決定 (一) 4により負担金の額を決定したものに係るもの (二) (一)以外のもの			○		土木事務所長
	8 同令第10条の規定による負担金の還付等の命令 (一) 4により負担金の額を決定したものに係るもの (二) (一)以外のもの			○		土木事務所長
六 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の規定による市町村長からの災害の報告についての主務大臣への報告		○			
	2 同令第6条第1項の規定による災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請			○		
	3 同令第6条第2項の規定による災害復旧事業の設計単価及び歩掛の承認の申請			○		
	4 同令第6条第3項の規定による市町村の災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請の受理及び当該申請に係る書類の主務大臣への送付			○		
	5 同令第7条第2項の規定による災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計の変更についての主務大臣への承認の申請			○		
	6 同令第7条第3項の規定による災害復旧事業の廃止についての主務大臣への報告			○		
	7 同令第8条の規定による市町村災害復旧事業に関し市町村に指示等をしたときの主務大臣への報告			○		
	8 同令第11条の規定による災害復旧事業の成功の認定の主務大臣への申請			○		
	9 同令第12条の規定による災害復旧事業費の国の負担金の率の算定等及びこれらの事務を行った旨の主務大臣への報告			○		
七 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則(昭和26年建設省令第10号)に基づく	1 同令第4条第3項の規定による市町村の災害復旧事業に係る事業費の決定についての市町村長への通知			○		
	2 同令第5条の規定による災害復旧事業費に対する国の負担率の算定についての市町村長への通知			○		

く知事の権限に属する事務									
八 海岸法に基づく知事の権限に属する事務（耕地課、漁港課及び港湾課の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第3条第4項の規定による海岸保全区域の指定に係る公示及びその旨の主務大臣への報告		○						
	2 同法第4条第1項の規定による海岸保全区域の指定についての港湾管理者等との協議	○							
	3 同法第5条第4項の規定による港湾管理者等の管理区域についての港湾管理者等との協議	○							
	4 同法第5条第6項の規定による海岸保全区域の指定に係る市町村長の意見の聴取	○							
	5 同法第5条第7項の規定による市町村長が管理する海岸保全区域の指定の公示及びその旨の主務大臣への報告		○						
	6 同法第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用の許可 (一) 一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○		土木事務所長
	7 同法第8条第1項の規定による土石の採取等の許可						○		土木事務所長
	8 同法第10条第2項の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の協議 (一) 6の(一)又は7に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○		土木事務所長
	9 同法第11条の規定による占用料及び土石採取料の徴収						○		土木事務所長
	10 同法第12条第1項の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等 (一) 6の(一)又は7により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの		○				○		土木事務所長
	11 同法第12条第2項の規定による海岸保全施設に関する工事等のための許可の取消し等 (一) 6の(一)又は7により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの		○				○		土木事務所長
	12 同法第12条第4項の規定による損失の補償についての協議	○							
	13 同法第12条第6項の規定による補償の原因者に対する損失の補償金額の負担の命令	○							
	14 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議 (一) 工事費が50万円未満の工事に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○		土木事務所長
	15 同法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行についての他の工作物の管理者との協議		○						
	16 同法第16条第1項の規定による工事原因者に対する海岸保全施設に関する工事の施行の命令	○							
	17 同法第19条第3項の規定による海岸保全施設の新設等による損失の補償についての協議	○							
	18 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設への立入検査						○		土木事務所長
	19 同法第21条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令		○						
	20 同法第23条第2項の規定による基本計画の作成についての関係海岸管理者との協議	○							
	21 同法第24条第1項の規定による海岸保全施設台帳の調製及び保管						○		土木事務所長
	22 同法第27条第2項の規定による海岸保全施設の新設等の工事の施行についての主務大臣への承認の申請	○							
	23 同法第30条の規定による兼用工作物の管理の費用の負担についての他の工作物の管理者との協議	○							
	24 同法第31条第1項の規定による他の工事等により必要を生じた海岸保全施設に関する工事に要する費用の負担の決定	○							
	25 同法第32条第1項の規定による海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等に関する費用の負担の決定	○							
	26 同法第32条第3項の規定による工事原因者に対する他の工事に要する費用の負担の決定	○							
	27 同法第35条第2項の規定による延滞金の徴収						○		土木事務所長
九 鳥取県海岸法施行細則に基づく知事の権限に属する事務（耕地課、漁	1 同規則第5条第4項の規定による占用料等の減免 (一) 八の6の(一)又は7により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの		○				○		土木事務所長
	2 同規則第6条の規定による工事等の完了の検査			○					土木事務所長

港課及び港湾課の所掌事務に係るものを除く。	3 同規則第10条の規定による権利義務の譲渡等の許可		○				
十 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の規定による水防管理団体の指定		○				
	2 同法第10条の2の規定による洪水等の予報の水防管理者等への通知			○			
	3 同法第10条の3の規定による通報水位の決定			○			
	4 同法第10条の4第1項の規定による河川等の指定及び当該河川等についての水防警報の発令		○				
	5 同法第10条の4第3項の規定による警報事項等の関係水防管理者等への通知			○			
	6 同法第10条の5の規定による警戒水位の決定			○			
	7 同法第22条の規定による避難のための立退きの指示					○	土木事務所長
	8 同法第23条の規定による水防管理者等に対する指示		○				
	9 同法第25条の規定による指定管理団体の水防計画の承認		○				
	10 同法第32条の2第3項の規定による水防に要する費用の負担についてのあつせん		○				
	11 同法第35条の規定による建設大臣等への水防に関する報告及び指定管理団体に対する水防に関する事項の報告			○			
	12 同法第35条の2の規定による水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言		○				
	13 同法第36条第1項の規定による関係者に対する水防計画の作成のための必要な資料の提出の命令又は土地への立入り			○			
十一 砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による砂利採取業者の登録		○				
	2 同法第6条第1項第5号口の規定による同項イに掲げる者と同等以上の知識、技能等を有する者の認定		○				
	3 同法第12条第1項の規定による砂利採取業者の登録の取消し又は事業の停止の命令		○				
	4 同法第15条第1項の規定による業務主任者試験の実施		○				
	5 同法第16条の規定による砂利の採取計画の認可					○	土木事務所長
	6 同法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可					○	土木事務所長
	7 同法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理					○	土木事務所長
	8 同法第20条第3項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理					○	土木事務所長
	9 同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令					○	土木事務所長
	10 同法第23条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令					○	土木事務所長
	11 同法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理					○	土木事務所長
	12 同法第26条の規定による採取計画の認可の取消し又は砂利の採取の停止の命令		○				
	13 同法第33条の規定による義務に関する報告の徴収(砂利の採取計画に係るものに限る。)					○	土木事務所長
	14 同法第34条第2項又は第3項の規定による砂利採取業者の事務所等への立入検査等の実施					○	土木事務所長
	15 同法第36条第1項の規定による通商産業大臣等への通報			○			
	16 同法第36条第3項の規定による関係市町村長への通報 (一) 申請があつたときに係るもの及び5又は6により処分したときに係るもの (二) (一)以外のもの				○		土木事務所長
	17 同法第37条第2項の規定による市町村長から要請があつた場合の認可採取計画の変更の命令等の措置					○	土木事務所長
十二 採石法(昭和25年法律第291号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第32条の規定による採石業者の登録		○				
	2 同法第32条の4第1項第5号口の規定による同号イに掲げる者と同等以上の知識等を有する者の認定		○				
	3 同法第32条の10第1項の規定による採石業者の登録の取消し等		○				
	4 同法第32条の13第1項の規定による業務管理者試験の実施		○				
	5 同法第33条の規定による岩石の採取計画の認可 (一) 砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの				○		土木事務所長
	6 同法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可 (一) 5の(一)により認可したものに係るもの (二) (一)以外のもの				○		土木事務所長
	7 同法第33条の5第2項の規定による岩石の採取計画の変更の届出の受理					○	土木事務所長

	8 同法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出の受理					○	土木事務所長
	9 同法第33条の6の規定による市町村長の意見の聴取					○	土木事務所長
	10 同法第33条の6の規定による市町村長への通報 (一) 5の(一)又は6の(一)により処分したときに係るもの (二) (一)以外のもの				○		土木事務所長
	11 同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更の命令 (一) 5の(一)又は6の(一)により認可したものに係るもの (二) (一)以外のもの				○		土木事務所長
	12 同法第33条の10の規定による岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理					○	土木事務所長
	13 同法第33条の12の規定による採取計画の認可の取消し等			○			
	14 同法第33条の13の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令					○	土木事務所長
	15 同法第33条の14第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置					○	土木事務所長
	16 同法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害を防止するために必要な設備をすることの命令					○	土木事務所長
	17 同法第34条の3の規定による通商産業大臣又は他の都道府県知事への通報			○			
	18 同法第42条第1項の規定による業務の状況に関する報告の聴取及び岩石採取場等への立入検査					○	土木事務所長
十三 採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第8条の11第3号の規定による岩石の採取に伴う災害の防止に関する講習の実施				○		
十四 公有水面埋立法に基づく知事の権限に属する事務(耕地課、漁港課及び港湾課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同法第3条第1項(同法第13条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による公有水面の埋立ての免許の出願事項の縦覧及び市町村長の意見の聴取				○		
	2 同法第10条の規定による公有水面の利用施設の代替施設等の設置又は補償の命令				○		
	3 同法第11条の規定による埋立ての免許の日等の告示				○		
	4 同法第14条第1項の規定による測量等のための他人の土地の立入り等の許可				○		
	5 同法第22条第1項の規定による工事の竣功認可				○		
	6 同法第23条ただし書の規定による竣功認可前の埋立地の使用の許可				○		
	7 同法第30条の規定による権利取得者の義務の命令				○		
	8 同法第31条の規定による公有水面に存する工作物等の除却の命令				○		
	9 同法第32条第2項の規定による土地の取用等をする事業者に対する損害の補償の命令				○		
	10 同法第33条の規定による違反により生じた事実の更正等の命令				○		
	11 同法第35条第1項(同法第36条において準用する場合を含む。)の規定による原状回復の義務の免除				○		
	12 同法第35条第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)の規定による公有水面に存する土砂等の国への帰属の決定				○		
十五 公有水面埋立法施行令に基づく知事の権限に属する事務(耕地課、漁港課及び港湾課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同令第8条ただし書の規定による公有水面の利用に関する施設の設置の許可				○		
	2 同令第11条第1項の規定による損害の防止の施設又は補償に関する協議が整わない場合の裁定				○		
	3 同令第12条第1項の規定による申請の要領等の告知又は告示				○		
	4 同令第15条第2項の規定による申請の要領等の告知				○		
	5 同令第24条の規定による埋立権の譲渡の許可等の告示				○		
	6 同令第27条第2項の規定による埋立地の帰属の指定				○		
	7 同令第32条の規定による埋立免許についての認可の申請				○		
港湾課	一 土木工事(空港整備事業(鳥取空港の整備事業をいう。以下一及び二において同じ。))及び港湾・海岸整備事業(鳥取港及び田後港に係る港湾整備事業及び海	1 土木工事の執行の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下一及び二において同じ。))が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの				○	
	2 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				○		



	(二) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	10 不動産登記法に基づく不動産の登記					
	(一) 空港整備事業に係るもの			○		
	(二) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	11 土木部の所管に係る土地及び海面並びに国有の土地及び水面の境界の確定					
	(一) 空港整備事業に係るもの			○		
	(二) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
二 土木工事に係る 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成					
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事に係るもの					
	(1) 空港整備事業に係るもの			○		
	(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					
	(1) 空港整備事業に係るもの			○		
	(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	2 同規則第9条第1項の規定による金銭保証人等を立てることの要求					
	(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○	
	(三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					
	(1) 空港整備事業に係るもの				○	
	(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	3 同規則第9条第2項の規定による金銭保証人等の承認					
	(一) 空港整備事業に係るもの			○		
	(二) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	4 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定					
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの				○	
	(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○	
	(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの					
	イ 空港整備事業に係るもの				○	
	ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	5 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定					
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの				○	
	(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○	
	(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの					
	イ 空港整備事業に係るもの				○	
	ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	6 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名					
	(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					
	(1) 空港整備事業に係るもの				○	
	(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	7 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定					
	(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○	
	(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの					
	(1) 空港整備事業に係るもの				○	
	(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	8 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定					
	(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの			○		
	(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○	
	(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの					
	(1) 空港整備事業に係るもの				○	
	(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
	9 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認					
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した	○				